

平成 30 年度総務省
「独立行政法人及び地方独立行政法人
公式ホームページの JIS 規格対応状況調査」
説明会

講演資料集

2019 年 2 月 21 日

主催：総務省

目次

1. 「ウェブアクセシビリティの重要性」
情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室
2. 解説資料1 「取組が必要な背景と2018年度JIS対応状況調査結果の説明」
説明会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）
3. 解説資料2 「みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像とホームページ改善のための取組」
説明会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）
4. 取組事例集
5. 関連情報・お問合せ



ウェブアクセシビリティの重要性

総務省 情報流通行政局
情報流通振興課 情報活用支援室

全体構成

1

- 1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景**
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
3. 総務省によるJIS 規格対応状況調査について
4. 総務省による2018年度の事業概要

障害者のインターネット利用率

視覚障害者91.7%、聴覚障害者93.4%、肢体不自由者82.7%、知的障害者46.9%

総務省「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」（2012年）

表1 パソコン利用時にWeb上にバリアがあることで、ほしかった情報が見られなかったり、手続きが最後までできなかった経験

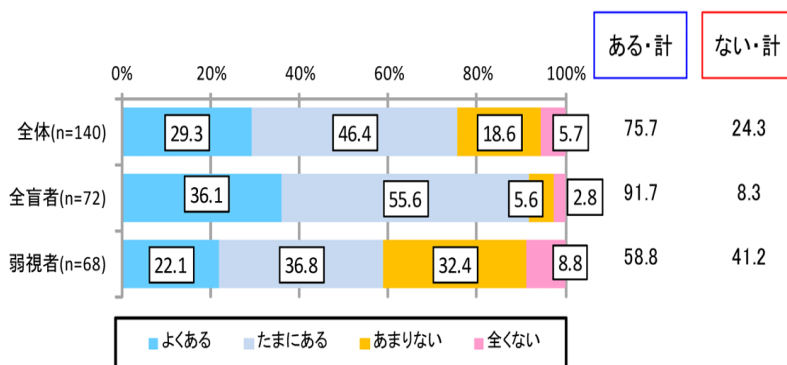


表2 パソコンからインターネット利用時に困ること

全盲者（n=72）	
スクリーンリーダーで読み上げられないPDF やフォーム（お問い合わせなどの入力項目）がある	94.4%
画像や写真などに説明文がないため、スクリーンリーダーで読み上げられない	86.1%
画像認証の利用が困難もしくは利用できない（ログイン作業など、毎回違う画像上に表示された文字を入力すること）	84.7%
ページレイアウトや構造が複雑過ぎる、または構造化されていない	73.6%
情報量やリンクが多過ぎる	59.7%

日経BPコンサルティング「障害者のインターネット利用実態調査（視覚障害者）」（2014年）

→障害者がインターネットを活用して情報を入手しやすくなるような措置が必要。（ウェブアクセシビリティの確保）

ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。

しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から情報を取得できなかったり、ウェブ上の手続きができないという問題が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、情報の種類によっては、緊急時に生命の危機に直面する可能性もあります。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2005/051215_1_wmv.html

[総務省トップ](#) > [政策](#) > [情報通信\(ICT政策\)](#) > [ICT利活用の促進](#) > [情報バリアフリー環境の整備](#) > [情報アクセシビリティの確保](#) > 障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ

視覚障害者(全盲)のウェブページ利用方法



視覚障害者(弱視)のウェブページ利用方法



肢体不自由者のウェブページ利用方法



ウェブアクセシビリティへの要請

- 障害者については、**障害者権利条約**（2014年に批准）において、「**障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること**」（条約第9条）との規定。
- これに関連し国内法（**障害者基本法、障害者差別解消法等**）で公的機関の責務を明記。
 - 国及び地方公共団体は、（中略）**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない**（障害者基本法第22条）。
 - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない**（障害者差別解消法第5条）。

障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

通称：障害者権利条約

2006年12月13日国連総会 採択、2008年5月3日発効。日本では2007年9月28日署名、2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日効力発生。

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している条約

- 例 ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
・条約の実施を監視する枠組みを設置 等

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービス**を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) **情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）**

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(略)

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、**独立行政法人等**、地方公共団体、及び**地方独立行政法人**）や民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じた措置を講じること。

例、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(注) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第5条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例、車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

（地域社会における共生等）

第三条 （前略）次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 三 **全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 **国及び地方公共団体は、**第一条に規定する社会の実現を図るため、**前三条に定める基本原則**（以下「基本原則」という。）**にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

（障害者基本計画等）

第十一条 **政府は、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。**

2 **都道府県は、**障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 **市町村は、**障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（略）

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二條

- 2 **国及び地方公共団体は、（中略）、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。**

障害者基本計画

「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組む。

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

平成30年3月に第4次障害者基本計画が閣議決定（平成34年度までの5年間を対象）。

第4次障害者基本計画の策定経緯

内閣府障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会、委員長：静岡県立大学教授 石川 准）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

障害者基本計画(第4次) 本文（該当箇所抜粋）

Ⅱ 基本的な考え方 3. 各分野に共通する横断的視点 （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

（略）社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。（略）

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。（略）

（4）行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、**ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。**また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。〔2-(4)-2〕

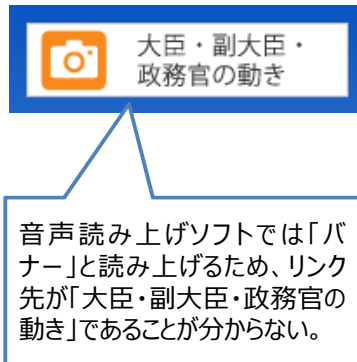
ウェブアクセシビリティが確保されていない場合の問題事例

- 避難所等の情報や地図が画像PDF（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。
- 市長の会見の様子が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。
- ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。
- 背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。 コントラスト
- ホームページが構造化されておらず、機械判読可能（機械やコンピューターで直接読み取って利用できる形式であること）でないため、外国人が自動翻訳ソフトを使用した際にうまく翻訳されない。

- リンク画像に代替テキストを設定することにより、音声読み上げソフトの利用者がリンク先を把握できるようにする。

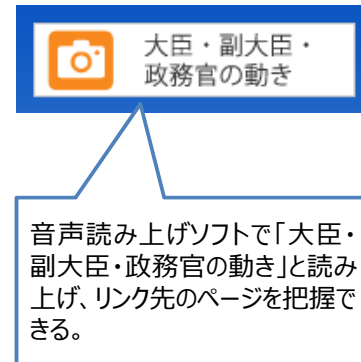
× 悪い例

代替テキスト「バナー」
(alt="バナー")



○ 良い例

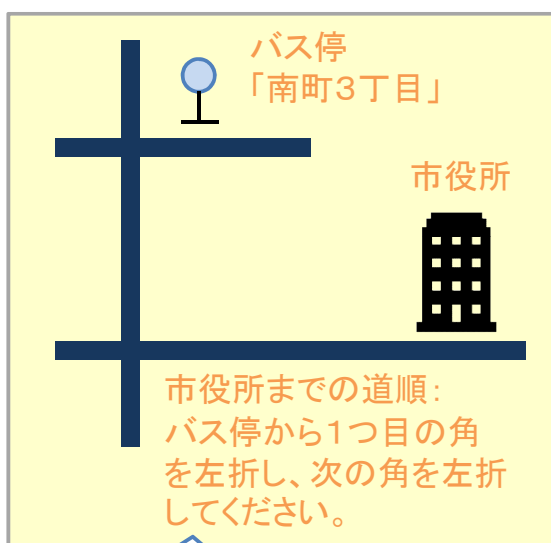
代替テキスト「大臣・副大臣・政務官の動き」
(alt="大臣・副大臣・政務官の動き")



アクセシビリティの問題と改善例（２）色

- 文字の色と背景色とのコントラストを十分に確保し、読み取りやすくする

× 悪い例



○ 良い例



ウェブアクセシビリティ対応は障害者のためだけの特別な対応ではない。誰しも障害者と同様の状況になり得る。一般の利用者のためにもウェブアクセシビリティ対応が必要。

- 一時的な怪我、病気（交通事故でギブスをはめて腕が使えない、目の病気で眼帯を付けていて目が見えない等）
- 加齢による変化
 - 加齢による視力低下（老眼、水晶体の変化（黄色がかって見える、暗く見える、ぼやけて見える）等）
 - 中高年に多い目の病気（白内障、緑内障等）
※70代後半の約半数が黄変化を伴う白内障
 - 加齢による聴力低下
- 外国人旅行者（日本語を理解できない外国人が、旅行中に震災にあった場合に、避難情報等を得られるか）
- 環境等（屋外で画面が見づらい、公共の場でイヤホンが無い、端末にマウスやキーボードが無い、運転中、プログラムによる情報収集等）

また、ウェブアクセシビリティ対応を行えば、ユーザビリティが向上し、利用者の満足度向上、窓口への問合せ減少による業務効率化につながる。

全体構成

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
- 2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等**
3. 総務省によるJIS 規格対応状況調査について
4. 総務省による2018年度の事業概要

ウェブアクセシビリティの日本工業規格であるJIS X 8341-3が2004年に公示。

JIS X 8341-3の制定・改正に合わせて、総務省は、公的機関にウェブアクセシビリティの推進を求める「みんなの公共サイト運用モデル」を2005年に策定、2010年に改正し、2016年には内容をより分かりやすく刷新するとともに、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」と名称を変更し、あらためて公表(*)した。また、総務省では、ウェブアクセシビリティの推進を支援する評価ツール「miChecker」を開発し、初期バージョンを2010年に公表、現行バージョンを2016年に公表(*)した。

2016年度には、全国11会場でガイドラインの講習会を実施。

2017年度には、国及び地方公共団体の公式ホームページを対象にmiCheckerを用いた調査を実施し、調査結果を各団体に配布するとともに、総務省ホームページに公表した。



*:過去のみんなの公共サイト運用モデル、みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)、これまでに公表されたmiCheckerは、いずれも全国の地方公共団体に郵送で配布するとともに、総務省ホームページに公表した。

ウェブアクセシビリティに関する規定・ガイドライン等

障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティは、「合理的な配慮を的確に行うための環境の整備」の一環と位置づけられ、事前的改善措置として計画な推進が求められている。

JIS X 8341-3

- ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格(JIS)
- ウェブアクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定。
- 61項目の達成基準は、A(最低レベル)、AA、AAA(最高レベル)の3つの適合レベルに分類。

みんなの公共サイト運用ガイドライン

- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組の支援を目的とした手順書。
- 2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠することが目標。

<適合レベルAの項目例>

- 画像や動画等に代替テキスト(視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト)を提供する。
- 動画の音声情報を字幕として提供する。
- 全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にする。

<適合レベルAAの項目例>

- 動画に音声解説を提供する。
- テキストは、機能やデザインを損なうことなく200%まで拡大できるようにする。
- 文字画像ではなくテキストで情報提供する。

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の実施の支援を目的として作成された**手順書**

○運用ガイドラインの対象となる団体

国及び地方公共団体等の公的機関※

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。

○運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。

- ・ 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- ・ 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者へ委託して公開しているものを含む。）
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- ・ スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。

運用ガイドラインが求める取組と期限

①ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開していない団体は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する。

○『ウェブアクセシビリティ方針』とは

ウェブアクセシビリティを確保するため、取り組む対象範囲、目標とする適合レベル（A，AA，AAA）及び対応度（準拠、一部準拠等）、目標を達成する期限等を示す方針。

②提供するホームページ等について、遅くとも2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）する。

○『JIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠』とは

ウェブアクセシビリティ基盤委員会が独自に定めた、ウェブコンテンツが『JIS X 8341-3:2016』にどのように対応しているかを表記するための表記方法の一つ。

レベルAに一部準拠：レベルAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAに準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。

レベルAAに一部準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。しかし、レベルAAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAAに準拠：レベルA、レベルAAの全ての達成基準を満たす。

③1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開する。

○『ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表』とは

ウェブアクセシビリティ確保のための取組について、毎年継続的に確認・評価するための表。「団体全体としての取組確認・評価シート」、「個々のホームページ等取組確認・評価シート」の2つの表で構成される。

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
- 3. 総務省によるJIS 規格対応状況調査について**
4. 総務省による2018年度の事業概要

2017年度 国及び地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査 21

1. 目的

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）、日本工業規格JIS X 8341-3：2016（平成28年3月22日改正）等により、公的機関に求められているウェブアクセシビリティ(*1)対応状況を明らかにする。

*1:ウェブアクセシビリティとは、年齢や障害の特性に関わらず誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。

2. 対象範囲

国及び地方公共団体の公式ホームページの全ページ(*2)

*2: 公式ホームページのドメインで提供されているトップページからリンクを辿ってアクセス可能なページ（HTMLファイル）を対象とする。別ドメイン、サブドメインで提供されているページは対象としない。

3. 調査方法

総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール miChecker(*3)を用いて、人による目視の調査を行わず、インターネットを介して機械的に調査した結果、JIS X 8341-3：2016 の適合レベルA 及びAA の基準に照らし問題ありと検出されたページ数、その割合及び問題の内容を調査する。

*3: miChecker（エムアイチェッカー）： JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するためのアクセシビリティ評価ツール。

1. 目的

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）、日本工業規格JIS X 8341-3：2016（平成28年3月22日改正）等により、公的機関に求められているウェブアクセシビリティ(*1)対応状況を明らかにする。

*1:ウェブアクセシビリティとは、年齢や障害の特性に関わらず誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。

2. 対象範囲

独立行政法人及び地方独立行政法人の公式ホームページの全ページ(*2)

*2: 公式ホームページ（各機関につき1つのサイト）のドメインで提供されているトップページからリンクを辿ってアクセス可能なページ（HTMLファイル）を対象とする。別ドメイン、サブドメインで提供されているページは対象としない。

3. 調査方法

総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール miChecker(*3)を用いて、人による目視の調査を行わず、インターネットを介して機械的に調査した結果、JIS X 8341-3：2016 の適合レベルA 及びAA の基準に照らし問題ありと検出されたページ数、その割合及び問題の内容を調査する。

*3: miChecker（エムアイチェッカー）： JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するためのアクセシビリティ評価ツール。

調査結果の配布について

各団体への調査結果配布

対象団体に、当該団体公式ホームページの問題ありと検出されたページ数、その割合及び問題の内容を記載した資料を郵送予定。

【調査結果を活用するに当たっての留意事項】 人による詳細な確認の実施を検討してください
 本調査は、ガイドラインに示されたウェブアクセシビリティの確認方法の一つである「チェックツールによる確認」を、公式ホームページの全ページに対して実施したものです。チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあります。本調査結果を参考にして、個々のページがJIS X 8341-3:2016の達成基準を満たすかどうかを精緻に確認するために、人による詳細な確認の実施を検討してください。(ガイドライン 50～52、128～129 ページ参照)

○ 調査結果概要

団体名	〇〇〇	開始	2017/XX/XX	終了	2017/XX/XX
対象ウェブサイト	http://www.〇〇.〇〇/				
総ページ数	〇〇ページ				
適合レベルA及びAAに問題のあるページ数	〇〇ページ				

○ 調査結果詳細

<検出されたページの多い達成基準（上位5件）>

1	1.1.1:非テキストコンテンツの達成基準	〇〇ページ
2	1.3.1:情報及び関係性の達成基準	〇〇ページ
3	3.3.2 ラベル又は説明の達成基準	〇〇ページ
4	3.1.1 ページの言語の達成基準	〇〇ページ
5	4.1.2 名前(name)、役割(role)及び値(value)の達成基準	〇〇ページ

<検出されたページの多い指摘事項（上位5件）>

1	文書内で主に利用されている言語を※※※属性を用いて明示してください(例: < ※※※="ja">)	〇〇ページ
2	同じ name 属性値を持つ type="radio"または type="checkbox"の input 要素のグループが同一の fieldset 要素に含まれることを確認して下さい	〇〇ページ
3	画像に alt 属性がありません。代替テキストを提供してください。(もし支援技術がこの画像を無視するべき場合は、alt="" と設定してください: src="※※※")	〇〇ページ
4	同一テキストの繰り返しがあります: ※※※	〇〇ページ
5	フォーム・コントロールに label 要素および title 属性が関連付けられていません。	〇〇ページ

「※※※」と記載がある箇所は、miChecker で調べたページを検出した際に、指摘のあるページをページ内の該当する箇所等具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検出結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

※昨年度調査時送付例

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等
3. 総務省によるJIS 規格対応状況調査について
- 4. 総務省による2018年度の事業概要**

総務省による2018年度の事業概要

■ 概要

公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保・向上等に関する取組について調査することで、ウェブアクセシビリティ確保を進める上での課題を明らかにし、また、2017年度調査の結果を踏まえた公的機関向け講習会等を実施することで、2017年度調査において確認された問題点の改善を促進し、公的機関のウェブアクセシビリティ確保・向上に向けた取組を支援する。

■ 事業内容

①公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会の実施

全国（8カ所）で講習会を実施

各機関が昨年度の調査を受けてどう取り組めば良いのかを解説、公開用の講演録やFAQも作成予定

（対象：国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人）

②公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ確保取組状況調査

アンケートによる取組状況の調査

（対象：国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人）

③独立行政法人と地方独立行政法人のウェブサイトのJIS規格対応状況調査

miCheckerを活用した、独立行政法人等のウェブサイトの機械的なJIS規格対応状況調査を実施（昨年度と同様の調査の範囲拡大）

（対象：独立行政法人及び地方独立行政法人）

平成30年度総務省

「独立行政法人及び地方独立行政法人公式ホームページの

JIS規格対応状況調査」説明会

～公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果を踏まえ求められる取組～

解説資料 1

取組が必要な背景と 2018年度JIS対応状況調査結果の説明

2019年2月21日

説明会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）

1. 取組が必要な背景

2.1.1. 意味

運用ガイドライン P17

ウェブアクセシビリティとは、**高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること**を意味します。

2.1.2. ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応していないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、**社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性**があります。

公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能が特定の人に利用できないということが起きないように、提供者は、ホームページ等をJIS X 8341-3:2016に対応すること等により、アクセシブルなホームページ等を作成することが求められています。

【例】

- 居住地域の安全に関わるデータを表したグラフが画像で掲載されており、その画像に代替情報が用意されていない。そのため、視覚に障害のある住民が音声読み上げソフトを利用して情報を取得しようとした際に、自身の安全に関わる情報を入手できない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA)
- 施設の所在地と道順を示した地図において、最寄りのバス停の名称を示した文字の色が薄く、色を識別しづらい利用者がバス停の名称を読み取れない。(JIS X 8341-3:2016 レベルAA及びAAA)
- 公式ホームページで市長の会見の内容を動画で提供しているが、市長が話した内容が字幕で提供されておらず、聴覚に障害のある利用者に内容が伝わらない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA及びAA)
- 公式ホームページの上部に配置されたメニューのリンクがキーボードで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用できない。(JIS X 8341-3:2016 レベルA)

※運用ガイドラインでは、ウェブアクセシビリティ対応の付随的効果(ユーザビリティの向上、多様な端末での閲覧性の向上、機会判読性の向上)についても説明されている(P19、20)

3

付随的な効果

運用ガイドライン P19

2.1.3. ウェブアクセシビリティに対応することで得られる付随的な効果

ウェブアクセシビリティに対応することによって、高齢者や障害者だけでなく一般利用者の利便性の向上につながります。

(1) ユーザビリティの向上

一般利用者にとってのユーザビリティが向上することにより、ホームページの情報提供に対する利用者の満足度が向上すること、窓口への問い合わせが減少し業務効率化につながるなどが期待されます。

【例】

- 一貫したレイアウトやナビゲーション等を実現することにより、使いやすくなる。
- ページタイトルやリンクタイトルをページ内容を適切に表したものとすることにより、情報を探しやすくなる。
- 国際標準の仕様に則り作成することにより、様々な閲覧ソフト等で情報を取得しやすくなる。

(2) スマートフォンなど多様な端末での閲覧性の向上

音声読み上げソフトの利用に対する配慮、拡大表示する利用に対する配慮など、JIS X 8341-3:2016に示された要件に基づいてウェブアクセシビリティを確保することにより、スマートフォンなど多様な端末で情報を読み取りやすくなったり、便利な支援機能(音声読み上げ機能等)を使って情報を閲覧できるようになります。

このような対応は、スマートフォン等の利用者のうち、必ずしも高齢者や障害者だけでなく、若年層を含む幅広い利用者の閲覧性を向上する効果があります。

【例】

- 紙媒体として作成した資料をスキャンしPDF形式で掲載するのではなく、HTMLで情報を掲載することにより、スマートフォンのような小さな画面で閲覧する際に、記載内容を読み取りやすくなる。
- パソコンやスマートフォンに搭載された音声読み上げなどの支援機能を有効に活用することができる。

4

(3) 機械判読性の向上

JIS X 8341-3:2016は国際標準であるWCAG 2.0と一致規格となっていることから、JISの仕様に則り作成することで、掲載情報を機械的に判読することが容易となり、オープンデータとして再利用しやすくなることなどが期待されます。

【例】

- キーワード検索の精度が向上し利用者が掲載情報を探しやすくなる。
- 他言語への自動翻訳の精度が向上し利用者(特に外国人)が掲載情報を理解しやすくなる。
- コンピューターで読み取りや加工などの処理を行いやすくなり、オープンデータとして再利用しやすくなる。

ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

2.1.4. ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

運用ガイドライン P21

JIS X 8341-3:2016が求めている対応は、「達成基準」を満たし、アクセシビリティが確保されたホームページ等の制作・提供です。

利用者は、多くの場合、音声読み上げソフトや文字拡大ソフトなど、自分がホームページ等を利用するために必要な支援機能を、自身のパソコン等にインストールし必要な設定を行った上で、その支援機能を活用して様々なホームページ等にアクセスしています。つまり、ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応とは、ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページをJIS X 8341-3:2016の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすることです。

したがって、各団体の提供する個々のページにおいて JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保することが最優先となり、高齢者や障害者向けに特別な支援機能を提供することは、JIS X 8341-3:2016に基づきウェブアクセシビリティを確保した上での付加的なサービスと位置づけられます。

注意点！

ホームページ等において、音声読み上げ、文字拡大、文字色変更等の支援機能を提供する事例がありますが、これだけでは、ウェブアクセシビリティに対応しているとは言えません。

2.2.1. ウェブアクセシビリティ対応を求める法律・規格・指針

運用ガイドライン P22

(1)条約、法、計画

- ・ 障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)
- ・ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)
- ・ 障害者基本計画(第3次計画)(平成25年9月閣議決定)
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。略称:障害者差別解消法)

(2) 日本工業規格関連

- ・ JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」
- ・ 工業標準化法(日本工業規格の尊重)第六十七条(昭和24年法律第185号)

(3) 関連する指針等

- ・ Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針
- ・ 電子自治体の取組を加速するための10の指針
- ・ コンピュータ製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド
- ・ 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

※運用ガイドラインでは、個々の法律等の該当する条文を転記し具体的に紹介している(P22)

7

障害者差別解消法を踏まえて求められる対応

ポイント！

障害者差別解消法が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。同法においては、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

運用ガイドライン P22

(1)環境の整備

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**合理的配慮を的確に行うための環境の整備として位置づけられており、各団体においては、事前的改善措置として計画的に推進**することが求められます。

(2) 合理的配慮の提供

障害者等から、各団体のホームページ等の**ウェブアクセシビリティに関して改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う必要**があります。

なお、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の改善を即座に行うことが困難な場合等は、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、ホームページ以外の方法で情報を提供するなどの対応も含めて、できる限りの最善の対応を行うことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、**同じような問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映**することが求められます。

運用ガイドライン P29

8

これまでの経緯

ウェブアクセシビリティの日本工業規格であるJIS X 8341-3は2004年に公示されました。

JIS X 8341-3の制定・改正に合わせて、総務省は、公的機関にウェブアクセシビリティの推進を求める「みんなの公共サイト運用モデル」を2005年に策定、2010年に改正し、2016年には内容をより分かりやすく刷新するとともに、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」と名称を変更し、あらためて公表(*)しました。

また、総務省では、ウェブアクセシビリティの推進を支援する評価ツール「miChecker」を開発し、初期バージョンを2010年に公表、現行バージョンを2016年に公表(*)しました。

2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018...

★JIS X8341-3:2004公示

★みんなの公共サイト運用モデル策定

★JIS X8341-3:2010改正公示

★みんなの公共サイト運用モデル改訂

★miChecker ver1公表

★JIS X8341-3:2016改正公示

★みんなの公共サイト運用
ガイドライン策定

★miChecker ver2公表

★ガイドライン講習会開催

★2017年度調査

★2018年度調査

*:過去のみんなの公共サイト運用モデル、みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)、これまでに公表されたmiCheckerは、いずれも全国の地方公共団体に郵送で配布するとともに、総務省ホームページで公表されました。

9

対応が求められている対象（1）

5.1.1. 対応が求められている対象

運用ガイドライン P46

ウェブアクセシビリティへの**対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツ**です。ウェブコンテンツとは、HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash等のウェブ技術で作成されたものを意味し、以下に例示するとおり、様々なホームページやウェブシステム等が該当します。

注意点！

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）はもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。

取組対象(ウェブコンテンツ)の具体例

- ・ 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)
- ・ 関連サイト(公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ(例:観光用サイト、イベント用サイトなど)。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。)
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム(例:電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など)
- ・ スマートフォン向けサイト
- ・ 携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ(例:公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など)
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ(例:マニュアルなど)
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション(例:文書管理、財務会計、住民情報管理など)のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

注意点！

- ・ 「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・ 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体としての取組対象とするか、別組織と位置付けて別途取組を促すか判断してください。

2.2018年度調査について

2018年度調査について（１）

◆ 目的

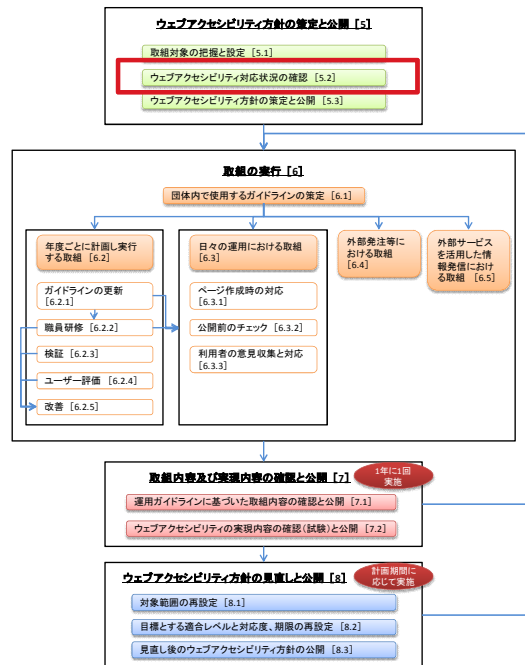
障害者差別解消法（2016年4月1日施行）、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016（2016年3月22日改正）等により、公的機関に求められているウェブアクセシビリティ対応状況を明らかにする。

◆ 調査の位置づけ

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）に示された取組のうち「5.2ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」(*)の実施方法の一つである「チェックツールによる確認」を、公式ホームページの全ページに対して実施し、結果を公表することで、公的機関におけるウェブアクセシビリティへの取組を支援する。

*:みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）50ページ参照

みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像



13

2018年度調査について（２）

◆ 対象団体

- 独立行政法人（87団体）
- 地方独立行政法人（143団体）

※上記のうち、地方独立行政法人1件解析不能

◆ 対象範囲

- 対象団体の公式ホームページ(*1)の全ページ(*2)

*1: 対象法人のホームページ、法人の運営しているホームページ等について、以下の通り取り扱うこととした。

法人のホームページが存在している場合は、原則として、法人のホームページのドメインを対象とする。

法人のホームページと、法人の運営している組織（例：病院など）のホームページが別ドメインで運営されている場合は、法人のホームページのドメインを対象とする。

法人のホームページと、法人の運営している組織のホームページが同ドメインである場合は、そのドメイン全体を対象とする。

法人のホームページが見つからず、法人の運営している組織のホームページがある場合は、運営している組織のホームページを対象とする。（運営している組織のホームページが複数存在する場合は、汎用検索エンジンで「法人名で検索した結果の上位に表示される運営組織のホームページ」を対象とする。）

*2: 公式ホームページのドメインで提供されているトップページからリンクを辿ってアクセス可能なページ（HTMLファイル）を対象とする。別ドメイン、サブドメインで提供されているページは対象としない。

14

◆ 調査方法

- 総務省の提供するウェブアクセシビリティ評価ツール miChecker(*1)を用いて、インターネットを通じて機械的(*2)に JIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAに問題のあるページ数(*3)、問題の内容を調査する。

*1: miChecker(エムアイチェッカー): JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツール。本調査は、総務省ホームページにて公開されている「miCheckerのソースコード」を活用し検証を実施している。

＜ miChecker 及びmiChecker のソースコードの入手方法を案内している総務省ホームページのアドレス＞
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

*2: 人による目視の調査については行わない。

*3: miCheckerの基準でJIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準の何れかに「問題あり」が検出されたページの数

3. miCheckerについて

◆ ウェブアクセシビリティ対応状況の確認の方法

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）では、ウェブアクセシビリティの対応状況を確認する方法として、以下の3つの方法を例示し、それぞれに利点と注意点があることを説明しています。

- (1) 人による詳細な確認
- (2) チェックツールによる確認等
- (3) 利用者の使用しているソフト等を用い確認

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」50ページ参照

miCheckerを用いた機械的な検証は、上記のうち「(2)チェックツールによる確認等」に該当します。

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）では、「(2)チェックツールによる確認等」について、多くのページを対象に問題のあるページ等を把握したり、分析したりする方法として有効であると紹介するとともに、チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあることについて説明しています。

例：miCheckerは代替テキストの有無や、付け方が適切でない可能性のある部分を問題として報告します。しかしながら、代替テキストの記載内容の適切さを完全に判断することはできません。（「miChecker達成基準別活用法」5ページより）

17

miCheckerについて（２）

運用ガイドライン P138

◆ miCheckerとは

「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker（エムアイチェッカー）」は、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツールです。

◆ 活用例

- 新しいページの公開前に、問題の有無を確認する
- 既に公開されているページの問題の有無を確認する
- リニューアルなどの際、事業者の作成したHTML雛形やページの検証を行う
- JIS X 8341-3:2016に基づく試験に活用する
- ウェブアクセシビリティに関する知識の習得に活用する

◆ 特徴

- アクセシビリティの検証は、機械的に評価できることと、人が判断しなければいけないことがあります。miCheckerは、機械的に検証可能な項目を自動的に評価するとともに、人による判断の支援を行います。
 - ◆ 明らかな問題がある箇所を特定します。
 - ◆ 問題の可能性が高い箇所、問題かどうかを人が判断すべき箇所を特定します。
 - ◆ 問題箇所や検証項目に該当するJIS X 8341-3:2016の関連情報へのリンクを提供し、理解を深められるよう支援します。
- JIS X 8341-3:2016に基づく試験の実施を支援する附属資料を提供します。
- 音声読み上げソフトによる読み上げ順や、高齢者・弱視者の見え方などを視覚的にシミュレーションし、人の判断や、ウェブアクセシビリティに関する問題の把握を支援します。

18

miCheckerについて（3）

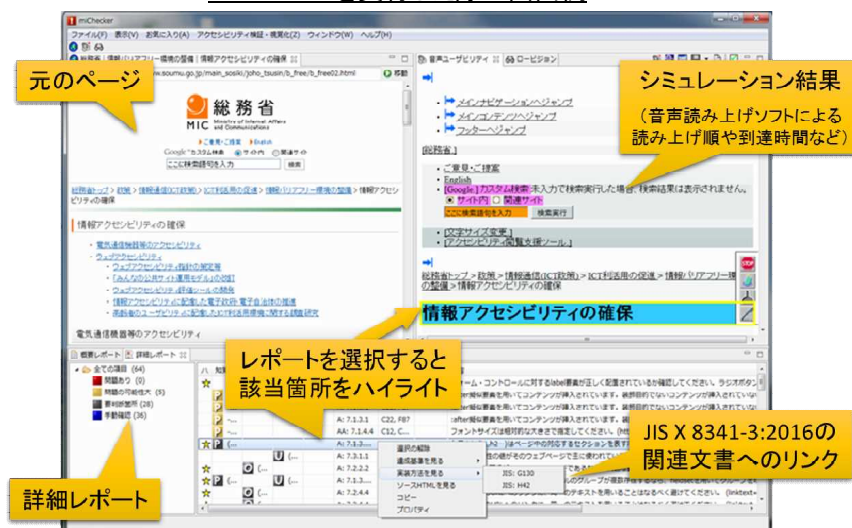
◆ 注意点

- miCheckerの附属資料等を参考に、人の判断により検証すべき項目が多数あります。JIS X 8341-3:2016に基づく検証を全て自動的に行えるものではありません。

◆ 入手方法

- miCheckerは総務省のホームページからダウンロード可能です。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

miCheckerを実行した際の画面例



19

miCheckerについて（4）

◆ miCheckerによる検証結果

miCheckerによる検証結果の説明

miCheckerによる検証結果	説明
問題あり	指摘された箇所に問題があります。
問題の可能性大	指摘された箇所に問題のある可能性が高い項目です。
要判断箇所	検証すべき箇所をツールが指摘し、検証作業はテスト方法に従って人が行います。必要に応じてmiCheckerや他のツールを活用します。
手動確認	ツールでは検証すべき箇所を指摘できない項目です。テスト方法にしたがって問題の有無を判断する必要があります。

miChecker附属文書「miCheckerを用いた試験手順書」より

20

4.JIS X 8341-3:2016の構成 と、2018年度調査の集計内容に ついて

21

JIS X 8341-3:2016の構成と、2018年度調査の集計内容について（1）

◆ JIS X 8341-3:2016の適合レベルと達成基準

JIS X 8341-3:2016では、アクセシビリティを確保するための基準として、技術に依存しない形で書かれた61項目の達成基準が示されています。各達成基準は、最低レベルの適合レベルA(25項目)、適合レベルAA(13項目)、最高レベルの適合レベルAAA(23項目)に分類されており、総務省の提供する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」では、公的機関は適合レベルAAを満たすことが求められています。

JIS X 8341-3:2016の適合レベルと達成基準の数

適合レベル	達成基準の数
A	25項目
AA	13項目
AAA	23項目

「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」56から57ページの内容、及び「miChecker達成基準別活用法」2ページの内容に基づき作成

22

JIS X 8341-3:2016の構成と、2018年度調査の集計内容について（2）

◆ 本調査に関わるmiChecker検証結果の出力内容

miCheckerを実行した際の画面例と、本調査に関わる出力内容

The screenshot shows the miChecker application window. The main pane displays a list of issues found on the website '総務省' (Ministry of Internal Affairs and Communications). The issues are categorized by JIS X 8341-3:2016 achievement level (A, AA, etc.) and type (e.g., C22, F87). A red box highlights a specific issue: 'after擬似要素を用いてコンテンツが挿入されています。' (Content is inserted using a pseudo-element). A red callout box points to this issue, stating: '指摘事項 miCheckerの検証結果の詳細レポート画面では、「内容」欄に、検出された指摘事項が文章で表示されます。' (In the detailed report screen of miChecker, the detected issues are displayed in text in the 'Content' column). Another red callout box points to the 'JIS' column, stating: '達成基準 miCheckerの検証結果の詳細レポート画面では、「JIS」欄に、検出された指摘事項に該当するJIS X 8341-3:2016の達成基準番号が表示されます。' (In the detailed report screen of miChecker, the JIS X 8341-3:2016 achievement standard number corresponding to the detected issue is displayed in the 'JIS' column).

23

JIS X 8341-3:2016の構成と、2018年度調査の集計内容について（3）

◆ 本調査の集計内容

● 問題のあるページの割合

公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、miCheckerの基準でJIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準の何れかに「問題あり」が検出されたページ数の割合を集計。

● 達成基準別の問題のあるページの割合

JIS X 8341-3:2016の適合レベルA及びAAの各達成基準ごとに、公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、「問題あり」が検出されたページの割合を集計。

● 検出されたページが多い指摘事項（問題の内容）

「問題あり」の各指摘事項（問題の内容）ごとに、公式ホームページの全ページ数（検証対象となった全HTMLファイル数）に対し、検出されたページの割合を集計。

24

5.2018年度調査結果

25

2018年度調査結果（1）

◆ 団体種別ごとの結果

- 公式ホームページの全ページ(全HTMLファイル)に対して、問題のあるページの割合を集計。
- 調査対象全体の平均は75.12%。
- 独立行政法人の平均は70.79 %、地方独立行政法人の平均は83.50 %。

(2018年度調査)団体種別ごとの問題のあるページの割合

	団体数	問題のあるページの割合
独立行政法人	87	70.79%
地方独立行政法人	142	83.50%
合計	229	75.12%

(2017年度調査)団体種別ごとの問題のあるページの割合

	団体数	問題のあるページの割合
国の機関	44	45.63%
都道府県	47	39.86%
指定都市	20	47.32%
その他市	771	53.01%
特別区	23	40.54%
町村	927	65.97%
合計	1,832	52.11%

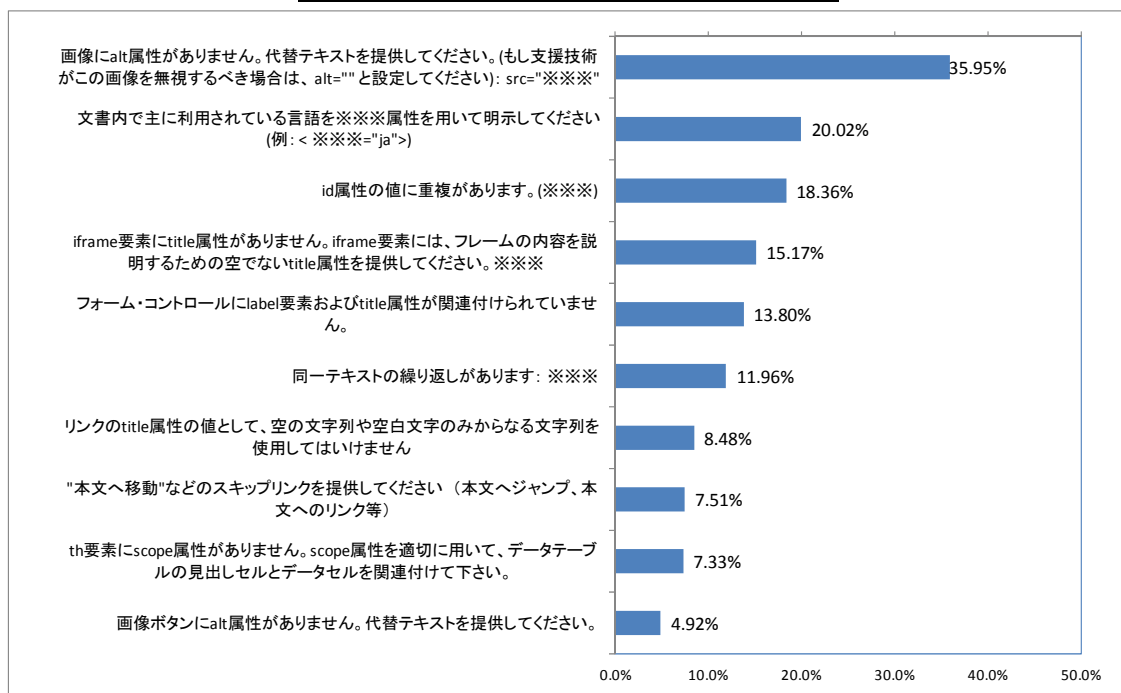
26

2018年度調査結果（2）

◆ 検出されたページが多い指摘事項（問題の内容）

- 機械的に「問題あり」と判定された事項は多岐にわたる。（「問題あり」の多い上位3件について「6.主な問題点」を参照）

検出されたページが多い指摘事項（問題の内容）



「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

27

6.主な問題点

主な問題点（１）

画像に関わる主な問題

- ✓ 画像にalt属性がありません。代替テキストを提供してください。(もし支援技術がこの画像を無視すべき場合は、alt=""と設定してください): src="※※※"

「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

【問題の内容に関する補足説明】

「その画像が何を意味しているのか」を音声読み上げソフトの利用者等に伝えるための説明文(代替テキスト)が無い。

具体的な問題の例:

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、画像に書かれた内容が伝わらない。

29

主な問題点（２）

ページの言語に関わる主な問題

- ✓ 文書内で主に利用されている言語を※※※属性を用いて明示してください (例: <※※※="ja">)

「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

【問題の内容に関する補足説明】

「そのページが何語で書かれているか」(日本語なのか、英語なのか、中国語なのか等)について、音声読み上げソフト等に伝えるための情報が欠落している。

具体的な問題の例:

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、その言語に適した読み上げ方で読むことが出来ない恐れがある。

30

文法に関わる主な問題

✓ id属性の値に重複があります。(※※※)

「※※※」と記載がある箇所は、miCheckerで個々のページを検証した際に、問題のあるページ名やページ内の該当する用語等が具体的に記載される箇所です。本調査は、全ページを対象にした検証結果であるため、この箇所について統一的に「※※※」と記載しています。

【問題の内容に関する補足説明】

一意的であるべき属性値に重複がある。

具体的な問題の例：

- ◆ 目の見えない利用者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、表の見出しセルとデータセルの関係を把握できない。

平成30年度総務省

「独立行政法人及び地方独立行政法人公式ホームページの

JIS規格対応状況調査」説明会

～公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果を踏まえ求められる取組～

解説資料 2

みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像と ホームページ改善のための取組

2019年2月21日

説明会事務局（アライド・ブレインズ株式会社）

1.みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について（1）

◆ ガイドライン作成の背景と目的（みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）9ページの内容に基づき記載）

運用ガイドライン P9

- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書です。
- 総務省では、JIS X 8341-3の制定・改正に合わせ、これまで2005年度に「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、2010年度に改定を行いました。2016年のJIS X 8341-3の改正に合わせ、有識者や地方公共団体、関係府省等の御知見・御意見を伺いつつ、内容をより分かりやすく刷新し、名称を「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に改め、2016年4月に全国の地方公共団体に配布するとともに、総務省ホームページで公表しました。

2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018・・・

★JIS X8341-3:2004公示

★みんなの公共サイト運用モデル策定

★JIS X8341-3:2010改正公示

★みんなの公共サイト運用モデル改訂

★miChecker ver1公表

★JIS X8341-3:2016改正公示

★みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)策定

★miChecker ver2公表

★ガイドライン講習会開催

★サイト調査実施

3

みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）について（2）

◆ 運用ガイドラインの内容（みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）9ページの内容に基づき記載）

運用ガイドライン P9

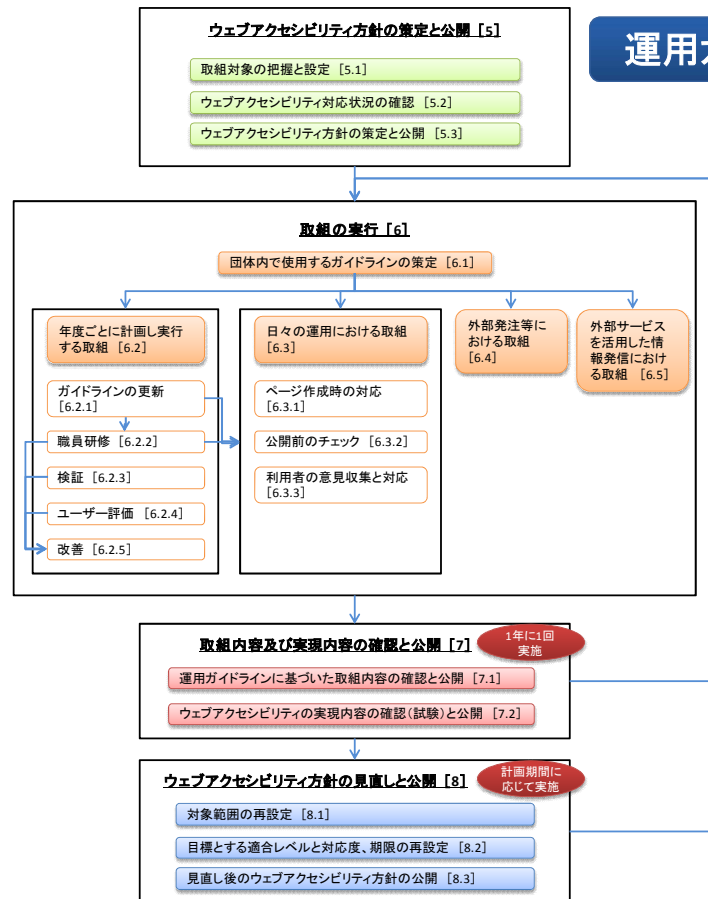
- みんなの公共サイト運用ガイドラインは、公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016に基づき実施すべき取組項目と手順を解説しています。
- また、各取組に関し、実施する際に重視すべき考え方、取り入れるべき方法等も解説するとともに、参照又は活用すべき資料を案内しています。

みんなの公共サイト運用ガイドラインを公表している総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html



4



運用ガイドラインを実践する体制

4.3.2. 団体内で役割分担を検討し取り組むこと

団体内の全てのホームページ等(公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等)を対象に、アクセシビリティ対応の取組を推進するように、団体内での役割分担を検討し実行します。

公式ホームページの管理運営担当部署は、公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)のアクセシビリティ対応の取組を統括するとともに、他部署が個別にホームページ等の外部発注や運用を行う場合に、団体として適切にアクセシビリティ対応が行われるよう、**当該部署に対しウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供を行うとともに、他部署の対応状況の把握等**を行います。また、議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の**関係機関においてアクセシビリティ対応が行われるよう、ウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供**を行います。なお、これらの役割について、公式ホームページの管理運営担当部署以外の部署が担当することが適当な場合は、団体として役割分担を検討し取り組んでください。

ポイント！

特に以下の取組について、どの部署が責任をもって担当するか、団体内での役割分担を検討し実行します。

- 対象となるホームページ等の把握(「5.1.2.各団体が取り組むべき対象の確認」(P.48)を参照)
- 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関への情報提供
- 取組を実行する単位の設定(「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」(P.48)を参照)
- 個々のホームページ等の取組(「6.取組の実行」(P.62)を参照)
- 取組内容の確認と公開(「7.1.運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開」(P.122)を参照)
- 個々のホームページ等の試験の実施と公開(「7.2.ウェブアクセシビリティの実現内容の確認(試験)と公開」(P.128)を参照)

※運用ガイドラインでは、求められる体制(管理運営担当部署に求められる役割・対応、各部署に求められる体制、外部委託業者との協力体制、利用者の協力を得る体制)についてより詳細に説明されている(P41～43)

ガイドライン【5章】

2.ウェブアクセシビリティ方針 の策定と公開

7

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

運用ガイドライン P45

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開の取組

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開【5】

取組対象の把握と設定【5.1】

ウェブアクセシビリティ対応状況の確認【5.2】

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開【5.3】

「独立行政法人及び地方独立行政法人公式ホームページのJIS規格対応状況調査」は、みんなの公共サイト運用ガイドラインに示された取組のうち「5.2ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」の実施方法の一つである「チェックツールによる確認」を、公式ホームページの全ページに対して実施し、結果を公表することで、公的機関におけるウェブアクセシビリティへの取組を支援するものです。各団体の調査結果を、今後の取組の検討の参考としてください。

8

対応が求められている対象（１）

5.1.1. 対応が求められている対象

運用ガイドライン P46

ウェブアクセシビリティへの**対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツ**です。ウェブコンテンツとは、HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash等のウェブ技術で作成されたものを意味し、以下に例示するとおり、様々なホームページやウェブシステム等が該当します。

注意点！

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）はもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。

取組対象(ウェブコンテンツ)の具体例

- ・ 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)
- ・ 関連サイト(公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ(例:観光用サイト、イベント用サイトなど)。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。)
- ・ ウェブアプリケーション、ウェブシステム(例:電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など)
- ・ スマートフォン向けサイト
- ・ 携帯電話向けサイト
- ・ KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ(例:公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など)
- ・ CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ(例:マニュアルなど)
- ・ 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- ・ 業務アプリケーション(例:文書管理、財務会計、住民情報管理など)のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの等

9

対応が求められている対象（２）

運用ガイドライン P47

注意点！

- ・ 「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・ 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体としての取組対象とするか、別組織と位置付けて別途取組を促すか判断してください。

対応が求められている対象（3）

5.1.2.各団体が取り組むべき対象の確認

運用ガイドライン P49

各団体が作成し運用しているウェブコンテンツを洗い出し、取り組むべき対象の数や運用状況を確認します。公式ホームページの所管部署が運用しているものだけでなく、部局ごとに運用しているホームページ等を含めて、取り組むべき対象を全て洗い出し確認することが必要です。

【確認する内容の例】

- 対象となるホームページ等の数
- 個々のホームページ等の管理運営担当部署
- 個々のホームページ等の総ページ数
- 個々のホームページ等の運用形態（作成・更新方法、作成・更新頻度、作成・更新に携わる職員数、CMS活用の有無、運用支援等の外部委託の有無等）
- 個々のホームページ等のウェブアクセシビリティ対応の取組の有無、内容

5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定

対象とするホームページ等が複数ある場合、それぞれ個別にウェブアクセシビリティ方針を策定するか、複数のホームページ等について同一のウェブアクセシビリティ方針を策定するか検討し決定します。ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位ごとに、「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」以降の取組を実施します。

11

対応が求められている対象（4）

5.1.4. ウェブアクセシビリティ方針を策定する主体の設定

運用ガイドライン P50

「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象について、ウェブアクセシビリティ方針の策定をどの部署が行うかを検討し決定します。

【例1:公式ホームページの管理運営担当部署が主体となる】

公式ホームページの管理運営担当部署が、公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツ全てを対象に含め、一つのウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を各ウェブコンテンツの所管部署に求める。

【例2:各ウェブコンテンツの管理運営担当部署が主体となる】

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツについて、それぞれの管理運営担当部署がウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を実行する。なお、この場合、公式ホームページの管理運営担当部署が整合性等を確認する。

12

5.2. ウェブアクセシビリティの対応状況の確認

運用ガイドライン P50

「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、ウェブアクセシビリティの問題の有無と問題の内容等、すなわち対象としたウェブコンテンツが、対応する達成基準(JIS X 8341-3:2016箇条1から箇条4)を満たしているか否かを確認します。

5.2.1. 注意点

公的機関のホームページは、ページ数が多いという傾向があります。また、複数の部署でページ作成を担当している団体が多く存在します。そのため、作成時期や作成方法、アクセシビリティ対応の程度がまちまちなコンテンツが混在していることを想定し、問題点の把握を行うことが重要です。

専門性、客観性の観点から、必要に応じてJIS X 8341-3:2016について十分な知識を有する事業者等に依頼することも考えられます。

5.2.2. 実施方法

以下に示す(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況、すなわちウェブコンテンツが、対象となる達成基準を満たしているか否かを確認します。**それぞれに利点と注意点があるため、どの方法を採用するか検討する際に注意**します。

- (1)人による詳細な確認
- (2)チェックツールによる確認等
- (3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P50～52)

13

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（1）

5.3.1. 目指すべきゴール

運用ガイドライン P53

「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、**対象となるホームページ等の全体について、できる限り速やかに、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA準拠を実現**することが求められます。

5.3.2. ウェブアクセシビリティ方針策定の考え方

「5.1.取組対象の把握と設定」及び「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」で把握した、ウェブアクセシビリティの対応状況、対象となるページ数、職員の対応工数、費用等を勘案し、以下の3点について、**現実的かつできるだけ高い目標を設定**します。

- (1)対象範囲（P.54参照）
- (2)期限（P.55参照）
- (3)適合レベルと対応度（P.55参照）

「5.3.1目指すべきゴール」に示す内容を策定することが**現実的でない場合は、対象範囲、期限、適合レベルと対応度について段階的に取り組む**方針とします。

ポイント！

まずは、実施可能な範囲と今後実施する部分を明確化したウェブアクセシビリティ方針を策定し、取組に着手することが重要です。その上で、次年度以降、段階的に拡大することを重視してください。

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の検討方法と注意点について、より詳細に説明されている(P53～58)

14

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（２）

5.3.6. ウェブアクセシビリティ方針の作成

運用ガイドライン P59

「5.3.1. 目指すべきゴール」から「5.3.5. 適合レベルと対応度の設定」を踏まえた検討を行った上で、JIS X 8341-3:2016「附属書JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」に示されたウェブアクセシビリティ方針を作成します。

(1)必ず記載すべき事項

- a)対象範囲
- b)目標を達成する期限
- c)目標とする適合レベルと対応度
- d)例外事項(ある場合)
- e)追加する達成基準(ある場合)

(2)記載するのが望ましい事項

- a)担当部署名
- b)現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方
- c)試験結果へのリンク

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(2)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P59～60)

15

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開（３）

5.3.7. ウェブアクセシビリティ方針の公開

運用ガイドライン P61

「5.3.6.ウェブアクセシビリティ方針の作成」で作成したウェブアクセシビリティ方針を対象とするホームページ等で公開します。

ウェブアプリケーション等ではマニュアル、パッケージ等に表記します。

ウェブアクセシビリティ方針公開の例(東京都武蔵野市 運用ガイドラインP61より転載)



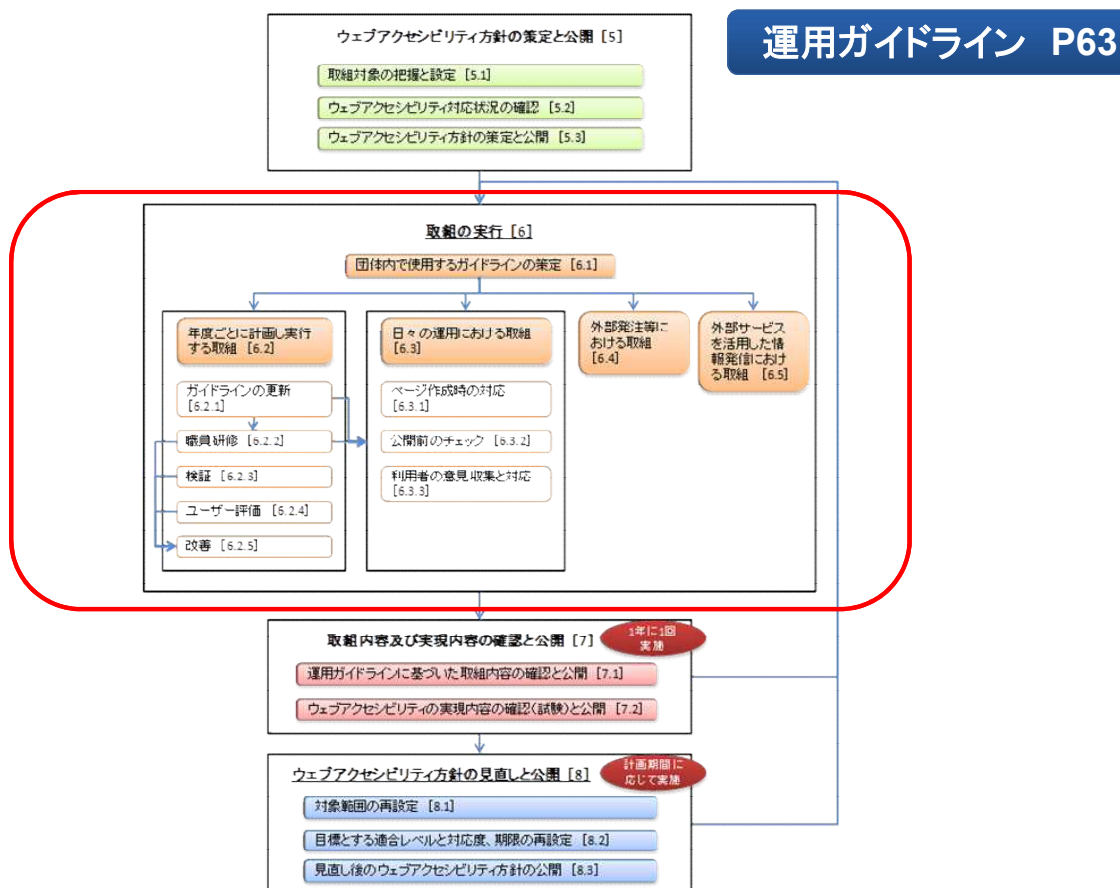
16

ガイドライン【6章】

3.取組の実行

17

取組の全体像



18

(1) ガイドラインの策定

運用ガイドライン P64,67

各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめます。

ホームページ等の作成のルールについて、自らがウェブアクセシビリティ方針で対応することと決定したJIS X 8341-3:2016の達成基準を網羅するように作成します。具体的な方法、基準をWCAG 2.0達成方法集に基づき設定し記載します。

(2) 団体内での周知

策定したガイドラインは、**団体内でのホームページ等の作成のルールと位置付け運用**します。

原稿の作成、ページの作成・更新、公開承認などホームページ等の運用に携わる職員に、**職員研修等を通じてガイドラインの内容を周知**します。なお、職員研修等を実施する場合は、人事異動直後のタイミング等を勘案し、年1回以上実施します。

(3) ガイドラインの見直し

ホームページ等の閲覧環境やページ作成の技術が変化することを踏まえ、**1年に1回程度を目安に、ガイドラインの見直しを行うことについて、ガイドラインに明記し運用**します。

【参考】WCAG2.0達成方法集

W3Cが公開しているTechniques for WCAG 2.0の日本語訳

<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>

【事例 群馬県】過去5年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施 **運用ガイドライン P75**

【事例 神奈川県平塚市】公開している約8,000ページをページ単位で確認し修正 **運用ガイドライン P81**

19

職員研修

(1) ウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組

運用ガイドライン P68

一般的に公的機関では、ホームページ等の更新に多くの部署の職員が携わっており、また、定期的に職員の異動が行われます。

このような体制で運用されるホームページ等ではウェブアクセシビリティを確保・維持・向上するためには、それに携わる職員にウェブアクセシビリティの重要性、具体的な対応方法について理解してもらうことが不可欠です。そこで、職員研修を継続して実施することにより理解を広めること、深めることが極めて重要です。

ポイント！

アクセシビリティチェック機能を備えたCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している場合でも、ページ作成を行う各職員が目視等により確認しなければならない事項が数多くありますので、CMSの操作を理解するための研修とは別に、ウェブアクセシビリティの研修を実施することが必要です。

ポイント！

公開しているページの改善を実施する場合は、改善すべき問題の内容や箇所及び改善方法をできるだけ具体的に職員に示し、詳しく解説を行うことが有効です。また、可能であれば、実際に修正対応を参加者に体験させる等の実践型の研修が効果的です。

【事例 東京都文京区】8年間、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続 **運用ガイドライン P70**

【事例 宮城県】県職員と県下の自治体を対象にしたウェブアクセシビリティ研修の取組 **運用ガイドライン P71**

20

6.2.3. 検証

運用ガイドライン P72

以下に(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況を確認し改善すべき事項を洗い出し改善の取組につなげます。
継続的に検証を実施し、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を図ることが重要です。

- (1)人による詳細な確認
- (2)チェックツールによる確認等
- (3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(3)の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P72～74)

【事例 群馬県】過去5年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施 運用ガイドライン P75

ユーザー評価

6.2.4. ユーザー評価

運用ガイドライン P76

利用者(ユーザー)にホームページ等を実際に閲覧・操作してもらうことによって、問題点を把握する取組をユーザー評価と言います。

(1) ユーザー評価の効果

ユーザー評価を実施することによって、利用者がホームページ等で提供されている情報・機能を知覚できるか、操作できるか、理解できるかを確認することが必要です。

地方公共団体においては、職員が発信する情報の対象者は、多くの場合その地域の住民です。実際に、情報の受け手である地域住民から評価を得、適切な情報発信となっているかどうかを確認するためにも、ユーザー評価を実施することが有効です。

ポイント！

一過性の取組で終わることなく、継続的に実際の利用者の評価を得て、問題点を確認したり、その改善方法について意見交換を行ったりするなどにより、利用者とともにウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を目指すことが重要です。そのためには高齢者や障害者をはじめとするユーザーと連絡を密にする等、信頼関係を構築しておくことが必要です。

※運用ガイドラインでは、ユーザー評価の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P76, 77)

【事例 東京都杉並区】ユーザー評価、運用会議等を通じてアクセシビリティを高める 運用ガイドライン P78

6.2.5. 改善

運用ガイドライン P79

検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。

(1) 問題点の種別

検証、ユーザー評価で確認した問題点について、対象範囲、箇所数、改善の難易度等の観点から、誰が、いつ、どのように、どの程度の期間で改善を行うかを検討します。

(2) 改善対応

上記の種別に基づき、即座に対応するもの、年度内に対応するもの等について、改善の取組を実施します。翌年度以降に対応することとしたものについて、課題として管理し適切に引き継ぎを行います。

ポイント！

原課の職員を含めて改善対応を分担する場合は、改善を行う内容、対応すべきページ、発生箇所等についてリスト化する等で各職員の作業を明確にし、具体的な作業として依頼することが重要です。

【例】

多岐にわたる問題点の中から、改善対応を行うテーマを絞り込む
チェックツール等を用いて、発生箇所等を特定できる問題点から取り組む

【事例 神奈川県平塚市】 公開している約8,000ページをページ単位で確認し修正 [運用ガイドライン P81](#)

【事例 大阪府豊中市】 高齢者・障害者による検証結果に基づきホームページを改善 [運用ガイドライン P82](#)

23

ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

2.1.4. ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

運用ガイドライン P21

JIS X 8341-3:2016が求めている対応は、「達成基準」を満たし、アクセシビリティが確保されたホームページ等の制作・提供です。

利用者は、多くの場合、音声読み上げソフトや文字拡大ソフトなど、自分がホームページ等を利用するために必要な支援機能を、自身のパソコン等にインストールし必要な設定を行った上で、その支援機能を活用して様々なホームページ等にアクセスしています。つまり、ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応とは、ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページをJIS X 8341-3:2016の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすることです。

したがって、各団体の提供する個々のページにおいて JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保することが最優先となり、高齢者や障害者向けに特別な支援機能を提供することは、JIS X 8341-3:2016に基づきウェブアクセシビリティを確保した上での付加的なサービスと位置づけられます。

注意点！

ホームページ等において、音声読み上げ、文字拡大、文字色変更等の支援機能を提供する事例がありますが、これだけでは、ウェブアクセシビリティに対応しているとは言えません。

24

日々の運用における取組（１）

6.3.1. ページ作成時の対応

運用ガイドライン P84

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」で策定するガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

次ページ以降では、公的機関のホームページ等においてウェブアクセシビリティを推進していく過程で、どのように対応したら良いか特に問題となることの多い事例を取り上げ、対応時の注意点等を解説します。

- (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか
- (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか
- (3) 表を掲載する際にどのような注意をしたら良いか
- (4) PDFを掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか
- (5) 動画を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

※運用ガイドラインでは、上記(1)～(5)の注意点について、より詳細に説明されている(P84～96)

25

日々の運用における取組（２）

6.3.2. 公開前のチェック

運用ガイドライン P97

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティ対応の不備の有無についてチェックします。

注意点！

チェックツールやCMSのチェック機能は、全体的な傾向を把握する際には有効ですが、すべてを機械的に判定することはできません。JIS X 8341-3:2016の要件を網羅した確認を行うために、人による判断も併せて実施する必要があります。

【事例 東京都武蔵野市】 ホームページ所管部署がチェックの上で公開しアクセシビリティを確保 運用ガイドライン P99

26

6.3.3. 利用者の意見収集と対応

運用ガイドライン P100

障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

(1)意見収集

ホームページ等に問い合わせ先を掲載する、意見投稿用のフォームを設けるなどし、利用者の意見を積極的に収集するよう努めます。

(2)意見への対応

障害者等から、各団体のホームページ等のウェブアクセシビリティに関して改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う必要があります。

なお、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の改善を即座に行うことが困難な場合等は、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、ホームページ以外の方法で情報を提供するなどの対処も含めて、できる限りの最善の対応を行うことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、同様の問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映し、可能な限り速やかに改善を図ります。

27

外部発注等における取組（１）

6.4. 外部発注等における取組

運用ガイドライン P102

ホームページ等の新規構築を行う際、又は再構築（リニューアル）等を行う際にも、ウェブアクセシビリティの対応に取り組むことが重要です。外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収といった一連の作業において、ウェブアクセシビリティの対応が適切に行われるように計画し実行します。

注意点！

外部発注の準備（仕様書の作成を含む）、プロジェクトの進行、検収等が適切に行われない場合、ウェブアクセシビリティに問題のあるホームページ等が構築されるおそれがあります。

アクセシビリティの確保や改善について仕様書で具体的に要件を示す、プロジェクトの進行過程で十分な検証を行った上で検収する、といった対応を実行しアクセシビリティの確保を実現することは、発注者である公的機関の責任です。

28

外部発注等における取組（２）

■実施前の準備（事業者選定まで）

運用ガイドライン P103

(1) ウェブアクセシビリティ方針の検討（P.105参照）

JIS X 8341-3:2016に基づき、目標とする適合レベル、適用する達成基準の設定を行います。また、達成方法（JIS X 8341-3:2016の達成基準を満たすための具体的な制作方法のこと）の設定手順を選択し、実施します。

(2) 仕様書の作成（P.108参照）

仕様書において、アクセシビリティの確保に関し、受注者（構築を請け負う事業者。以下、事業者と記載。）に求める対応を明確に示します。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016対応発注ガイドライン」において、仕様書に記載すべき項目と内容についての解説、良い例と悪い例が示されています。

(3) 事業者の選定（P.109参照）

アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016に関して適切な知識を有する事業者を選定します。

注意点！

ホームページ等の構築（再構築）、CMS（コンテンツ管理システム）の導入（入れ替え）等の実施においては、その業務を委託する事業者を選定する前に、十分な時間をかけて適切な準備を行う必要があります。

※運用ガイドラインでは、上記（１）～（３）の個々の取組内容と注意点についてより詳細に説明されている（P105～110）

29

外部発注等における取組（３）

■構築（再構築）プロジェクト（事業者選定後）

運用ガイドライン P103

(1) 達成方法の確認と構築作業の実施（P.111参照）

仕様書に基づき具体的な達成方法を確認した上で、構築を実施します。

(2) 複数段階での検証の実施（P.111参照）

仕様書の示す要件に基づき、構築工程の複数の段階で、アクセシビリティを検証します。

(3) 試験の実施（P.112参照）

JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施し、アクセシビリティを確保していることを確認します。

(4) 検収（P.112参照）

JIS X 8341-3:2016に基づく試験結果を確認した上で検収します。

※運用ガイドラインでは、上記（１）～（４）の個々の取組内容と注意点について、より詳細に説明されている（P111, 112）

【事例 千葉県我孫子市】リニューアルに先立ち掲載が不要なページ大幅削減を実施 運用ガイドライン P114

【事例 神奈川県川崎市】3か年にわたる取組により、ホームページ全体のアクセシビリティを高める
リニューアルを実施 運用ガイドライン P115

30

6.4.4. CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入における注意点 **運用ガイドライン P113**

CMSとは、ページの作成や公開・削除等を支援するシステムの総称です。テンプレート(HTML・CSSのひな形)を活用することなどにより、ホームページ全体での一貫したレイアウトやリンク表記などの実現に効果があります。また、作成時等にアクセシビリティのチェックを行う機能を備えたシステムも提供されています。

CMSの導入においては、**管理対象とするページの設定、旧ホームページから新ホームページへの移し替え(コンテンツ移行)の実施内容等が不適切なことが原因で、CMSの機能を効果的に活用できていない事例**があります。事業者選定前に各団体の方針を十分に検討し、仕様書において事業者を求める実施内容を具体的に明記してください。

【例】

- 既存ページのうち一部のみをCMS管理下としたため、ホームページの大部分においてCMSのアクセシビリティチェック機能等を活用することができない。
- 既存ページの移し替え(コンテンツ移行)をする際に、アクセシビリティに問題のあるページのHTMLをコピー＆ペーストしたため、新しいページに問題を引き継いでしまった。

また、ページ作成にCMSを用いる場合も、**CMSの機能に頼るだけでは十分なウェブアクセシビリティを確保することはできません**。ウェブアクセシビリティを確保するためにはページの作成者に求められる判断や対応があるため、職員の意識向上や知識習得のための研修等を実施することが極めて重要です。(例:画像に対する代替テキストの内容を、作成者が原稿の内容を踏まえて指定しないと、音声読み上げソフトの利用者等に情報が適切に伝わらない。)

31

外部サービスを活用した情報発信における取組

6.5. 外部サービスを活用した情報発信における取組

運用ガイドライン P116

公的機関が、ソーシャルメディア、動画配信サービス、地図情報サービス、検索サービス、ウェブアンケートシステムなど、事業者等が提供する外部サービスを活用し、情報発信を行ったり、アンケートや予約登録等のサービスを提供したりする場合があります。

このような場合も、各団体が作成し運用するものは全てウェブアクセシビリティの対応が求められます。

【事例】

- 外部の地図サービスを掲載することに加えて、テキストでアクセス情報を丁寧に記載したり、手作りの地図を併せて掲載する。

注意点！

外部サービスを活用し、各団体が情報発信を行ったりサービスを提供したりするウェブコンテンツは、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ確保が求められる対象です。

JIS X 8341-3:2016の「5.3 部分適合に関する記述－第三者によるコンテンツ」は、各団体が制作し公開した後にコンテンツの変化を制御できないものを想定した要求事項であり、「外部サービスを利用したコンテンツ」であることを理由に「第三者によるコンテンツ」として例外扱いする対応は誤りです。

※運用ガイドラインには、外部サービスを活用した情報発信の実施方法と注意点について、より詳細に説明されている(P116～119)

32

ガイドライン【7章】

4.取組内容及び実現内容の確認と公開

33

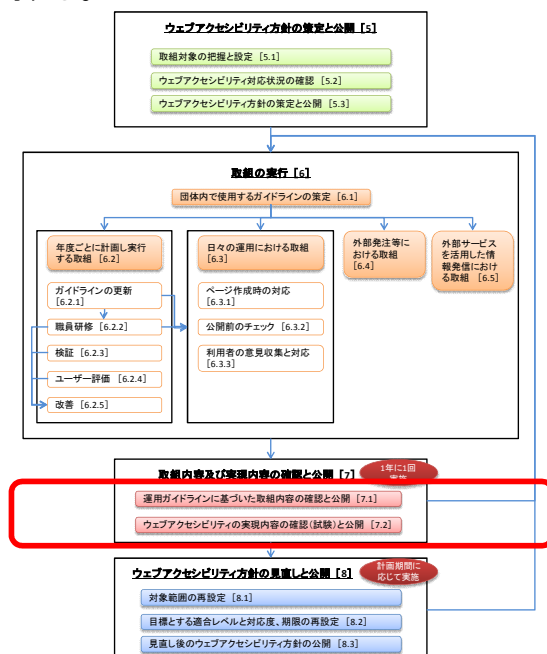
取組内容及び実現内容の確認と公開

目的

運用ガイドライン P122

◆ 運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための

取組について、1年に1回、各団体の取組内容を確認し、確認結果を各団体の取組対象となるホームページ等で公開する。



34

7.1. 運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開

7.1.2. 取組確認・評価シートごとの対象及び使い方

(1) A. 団体全体としての取組確認・評価シート

団体によっては、公式ホームページと呼ばれる各団体の中心的なホームページと別に、観光用サイト、イベント用サイト等を運営（外部委託を含む）されているところがあります。また、公式ホームページの内容をスマートフォンで閲覧するためのスマートフォン向けサイトを公式ホームページとは別に運営している場合があります。各団体に求められるアクセシビリティ対応の対象は、公式ホームページだけではなく各団体が運営あるいは運営を委託している全てのホームページ等です。（「5.1.取組対象の把握と設定」(P.46) 参照）

「団体全体としての取組確認・評価シート」は、各団体におけるすべての取組対象の実態を団体全体として確認・評価するためのものです。なお、例えばPC向けの公式ホームページのみが対象となる団体はそれを取組対象全体として確認・評価してください。

団体全体としての取組確認・評価シート

		運用モデル 項目番号	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点 ポイント
									小計	中計	
基本的 対応の 徹底	対象の把握	5.1.	団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを一般に公開しない職員向けのものも含めて洗い出し把握している	広報課に通知がなく、公式ホームページからのリンクがないものは、把握が出来ていない	1	2	8
	団体として統一したガイドラインの策定	6.1.	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3に対応している	最新のJIS X 8341-3に対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直している		1		
段階的 拡大	公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない	PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		2		
	公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト/ウェブアプリケーション、ウェブシステム/スマートフォン向けサイト/携帯電話向けサイト等)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		1	4	12
	民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行っていない		1		
									合計	6	20

注意点！

- ・「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体全体としての確認・評価の対象とするか、別組織と位置付けて別途確認・評価を実施するか判断してください。

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（4）

個々のホームページ等取組確認・評価シート

運用ガイドライン P124

		運用モデル番号	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
									小計	中計	
継続性	ガイドライン	6.2.1	団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうかかわからない	団体として策定した共通のガイドラインの存在は知っているが活用していない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直しすべき点を洗い出し、見直しに参加している		3		16
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である	3			
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である	2			
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んでいない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である	1			
実現内容の確認と公開	取組の実現内容	7.1.	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		3		8
	アクセシビリティの実現内容	7.2.	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		3		
利用者との協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組み、ホームページ全体の改善に利用している	—		1		6
	利用者との協力体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている	—		2 1		
									合計	17	30

注意点！

- ・ 職員研修、検証等の取組について、団体全体の取組に参加することにより成果が得られた場合は、個々のホームページ等の取組として評価します。
- ・ 「取組の実現内容」について、初めて「取組確認・評価表」を用いて取組の確認・評価を行った年は、3点とします。

運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開（６）

7.1.3 取組内容確認・評価結果の公開

1年に1回実施する「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいた確認・評価結果を、各団体の公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)、個々のホームページで公開します。公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)では「A. 団体全体としての取組確認・評価シート」と「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いた確認・評価の結果を公開します。個々のホームページは、「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いて個々のホームページ等について公開します。

1年に1回、各団体が管理、運営するすべてのホームページ等について、取組内容を「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいて確認し、公開することで、進捗状況を可視化します。

(1) 必ず記載すべき事項

- ・ 取組内容確認日
- ・ 団体全体としての取組ポイント数
- ・ 個々のホームページ等の取組ポイント数
- ・ 団体全体としての取組内容
- ・ 個々のホームページ等の取組内容
- ・ 次年度以降の取組予定

7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開

ウェブアクセシビリティの実現内容について、1年に1回、JIS X 8341-3:2016に基づく試験により確認し、結果を各団体ホームページ等で公開します。

試験は、ウェブアクセシビリティ方針で対象としたホームページ等に対して実施します。複数の対象に別々のウェブアクセシビリティ方針を設定している場合は、対象ごとに試験を実施します。

ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開（２）

7.2.1. 試験の実施

「試験」とは、各団体で策定・公開したウェブアクセシビリティ方針に基づき、対象としたページが、JIS X 8341-3:2016に対応できているか(適用される達成基準に関し、目標として設定した対応度に適合しているか)を確認することです。

試験は、個別のページに対して実施する方法(ウェブページ単位)と、多数のページで構成されるホームページ等に対して実施する方法(ウェブページ一式単位)とがあります。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」では、総ページ数が100ページを超えるホームページ等に対して実施する場合に、ウェブページ一式単位により実施する方法を用い、「ホームページ等を代表するページ」と「無作為(ランダム)に選択したページ」とを併せて選択し試験を行うことが推奨されています。

【例】

- ホームページ等(ウェブページ一式)を代表するページを、JIS X 8341-3:2016「附属書JB(参考)試験方法」に基づいて10ページ選定(災害時の緊急情報を伝えるページや高齢者・障害者の閲覧が多いページ等、重要なページが確認対象から漏れないよう考慮)
- 無作為(ランダム)に選択するページを、30ページ選定
- 合計40ページを対象に実施する

7.2.1. 試験の実施

試験はアクセシビリティチェックツール等で機械的に点検できる項目と、アクセシビリティや JIS X 8341-3:2016を十分理解した上で人の確認作業が必要な項目があります。アクセシビリティチェックツールだけでは全てを試験することができない点に注意してください。

ポイント！

専門性、客観性の観点から、ウェブアクセシビリティの試験の実施について、JIS X8341-3:2016について十分な知識を有する第三者に依頼することについて検討します。この場合、単に試験結果を求めるだけでなく、ウェブアクセシビリティが不十分である項目（部分）の具体的な改善方法についても求めることが有効です。

試験を行った結果について、試験対象のホームページ等において公開します。試験結果に記載すべき内容について、JIS X 8341-3:2016「附属書JB(参考)試験方法」を参照してください。

試験結果公表の例(神奈川県平塚市 運用ガイドラインP130より転載)



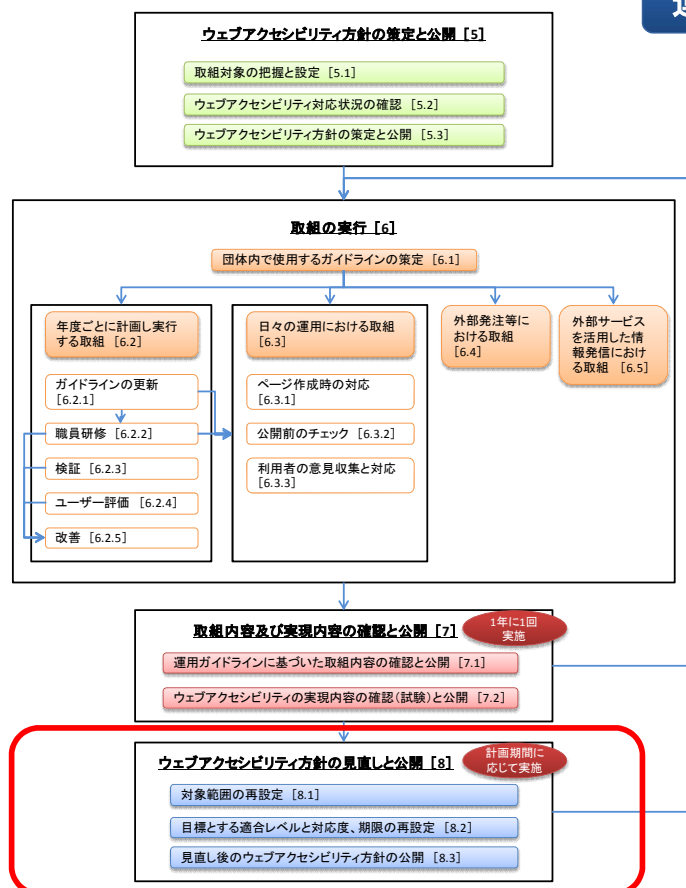
ガイドライン【8章】

5.ウェブアクセシビリティ方針 の見直しと公開

ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開（１）

取組の全体像

運用ガイドライン P132



47

ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開（２）

運用ガイドライン P133

8.2.目標とする適合レベルと対応度、期限の再設定

目標とする適合レベル (P.55参照) と対応度 (P.58参照)、期限の見直しを行います。

(1) 期限内に目標とするレベルを実現できた場合

期限内にレベルAA準拠を実現できた場合は、そのレベルを維持することを目標とします。期限を1年後に再設定し、その段階でレベルAA準拠を再度実現していることを目標とし取り組みます。

期限内に目標としたレベル(A一部準拠、A準拠、AA一部準拠)を実現できた場合は、レベルAA準拠が求められていることを踏まえ、目標とするレベルを高くすることができないか検討します。

- より高いレベルを設定できる場合は、その実現を目指す期限を改めて設定します。
- 実現したレベルを維持することを目標とする場合は、期限を1年後に再設定し、その段階で目標とするレベルを再度実現していることを目標とし取り組みます。
- 今後1年間でレベルの向上を目指す箇所を明確化し目標とし取り組みます。

48

（2） 期限内に目標とするレベルを実現できなかった場合

目標とするレベルと対応度、期限を改めて設定し取り組みます。なお、実現できなかった理由を明らかにしてその改善等を検討した上で、実現できなかった項目（部分）全体の実現を原則としつつも段階的な取組が必要と判断できる場合は、優先順位とその実現期限を検討しウェブアクセシビリティ方針に反映させます。

※運用ガイドラインでは、ウェブアクセシビリティ方針の見直しの例として神戸市を紹介している（P134）

6.2017年度調査結果優良団体の 取組（ヒアリング結果概要）

◆ 目的

「国及び地方公共団体公式ホームページのJIS規格対応状況調査結果」において、調査結果が優良だった団体の取組内容についてヒアリングし、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上の実現のために重要となる事項を確認する。

◆ 対象

適合レベルA及びAAに「問題あり」の割合が低かった上位100団体より、11団体（予備候補として実施対象とした1団体を含む）を選定した。

◆ ヒアリング内容

みんなの公共サイト運用ガイドラインが示す取り組みの実施実績、実施内容、今後の取組予定等を確認した。

調査結果優良団体の取組の特徴（１）

職員研修を重視し実行している

重要となる考え方の共有、ページ作成時の注意点の周知徹底を図るために、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を重視し実行している団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 各部署のホームページ担当者を対象にした職員研修に加え、新人研修（受講必須）としてウェブアクセシビリティに特化した職員研修を実施している。
- CMSの操作研修とは別に、ウェブアクセシビリティに特化した研修を約2時間、過去5年間継続的に実施している。
- CMSの操作研修の中で、ウェブアクセシビリティの説明に時間を割いて説明している。
- 職員研修を継続したことにより、ウェブアクセシビリティに問題のあるページについて担当部署に差し戻した際に、比較的スムーズに理解が得られるようになってきた。

公開前に入念にチェックしている

チェックツールによるチェック、人の判断を伴うチェックが徹底されるように、各団体それぞれ工夫して取り組んでいる。

【ヒアリング内容の例】

- チェックツールでは確認できない問題が残っていないか、公開前に全ページに目を通してしている。
- 公開前のチェックで問題が確認された場合に、記事を作成した担当部署に差し戻し修正を依頼することで、各部署の担当者の理解が深まるように取り組んでいる。
- ウェブアクセシビリティに問題のあるページが作成されシステムにより検出された場合、ページを公開できない仕組みとしている。

ホームページ全体を対象に過去に公開したページの検証と改善に取り組んでいる

公開前に丁寧に検証してから公開することに加え、公開済みのコンテンツに問題が生じていないかを定期的に検証し改善に取り組んでいる団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 毎月全ページを対象にした検証を実施し、問題が確認された場合は改善を行っている。
- 画像に適切な代替テキストを付与すること、複雑な表組みを解消し読みやすくすることについて、ホームページ全体を対象に確認と改善に取り組んだ。
- 高齢者と障害者によるユーザー評価を実施し、指摘された問題のうち速やかに対応可能な事項について、改善を行った。

取組を複数年継続している

ガイドラインの見直し、職員研修の実施、公開済みのコンテンツの検証と改善等について、複数年度にわたり継続して実施しており、今後も継続を予定している団体が多い。

【ヒアリング内容の例】

- 過去2年、職員研修、公開済みのコンテンツの検証と改善、試験の実施と結果公開を実施。来年度以降も継続する予定である。
- ガイドラインを運用している過程で、ページ作成のルール of 解説を補う必要性を感じ、改訂を行った。今後も運用しながら必要に応じて見直しをかける予定である。
- 過去5年間にわたり、毎月全ページを対象にした検証を実施し、問題が確認された場合は改善を行っている。

7.取組を計画する際の重要事項

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 1日でも早く、着手する | 運用ガイドライン P34 |
| 2. 全てのページが対象 | 運用ガイドライン P54 |
| 3. 全てのウェブサイトが対象 | 運用ガイドライン P46 |
| 4. 数年先までの取組を計画する | 運用ガイドライン P39 |
| 5. 継続的に取組を積み重ねる | 運用ガイドライン P39 |
| 6. 利用者に対して最善の対応を行なう | 運用ガイドライン P30 |

お問合せ

●総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に関するお問合せ

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室(担当:佐伯、平野)

電話:03-5253-5743 FAX:03-5253-5752

公的機関の取組事例集

1. 「8 年間、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続」
（東京都文京区）
2. 「県職員と県下の自治体を対象にしたウェブアクセシビリティ研修の取組」 （宮城県）
3. 「過去 5 年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施」 （群馬県）
4. 「ユーザー評価、運用会議等を通じてアクセシビリティを高める」
（東京都杉並区）
5. 「公開している約 8,000 ページをページ単位で確認し修正」
（神奈川県平塚市）
6. 「高齢者・障害者による検証結果に基づきホームページを改善」
（大阪府豊中市）
7. 「ホームページ所管部署がチェックの上で公開しアクセシビリティを確保」 （東京都武蔵野市）
8. 「リニューアルに先立ち掲載が不要なページ大幅削減を実施」
（千葉県我孫子市）
9. 「3 か年にわたる取組により、ホームページ全体のアクセシビリティを高めるリニューアルを実施」 （神奈川県川崎市）
10. 町村の取組事例
11. 地域実証の実施
 - 1) ウェブアクセシビリティ方針の作成（長崎県五島市）
 - 2) ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表の作成（茨城県取手市）

【事例】

8年間、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続

1. 基本情報

団体名：東京都文京区

総ページ数：約 8,000 ページ

職員数（部署数）：約 1,800 人（49 部署）

CMS 導入の有無：あり



2. 主要内容

2008 年から毎年継続して、公式ホームページの

アクセシビリティとユーザビリティの検証、

それらの検証結果を踏まえた職員研修を実施した

上で、職員による改善を実施している。アクセシビリティ確保を重視するとともに使いやすさを向上するために、2014 年 12 月にホームページをリニューアル。リニューアル公開以降も、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続している。

3. 参考にしたいポイント

- 職員の異動、ホームページが新たな閲覧環境への対応等を求められる中で、職員研修を毎年継続して実施し、ホームページに関する業務におけるアクセシビリティ対応が重要であることを職員の共通理解としている。
- 「チェックツールにより問題のあるページと問題の内容を特定した上で、各所管課向けに確認対象ページのリストを作成し配付する」「期間を限定して集中的に改善作業を行ってもらうように依頼する」など、具体的な改善成果をあげるための工夫をしている。

4. 苦労した点、工夫した点

- 職員研修において、アクセシビリティとユーザビリティの検証結果に基づき、公式ホームページの良い点と悪い点を具体的に例示して解説することにより、参加者の理解を深めている。
- 所管課の担当者が一定期間内に改善対応可能と考えられるテーマに絞って作業を依頼し、また改善作業後に実際に改善できているかどうか再度検証を実施することにより、アクセシビリティへの配慮に全庁を挙げて取り組んでいる。

【事例】

県職員と県下の自治体を対象にしたウェブアクセシビリティ研修の取組

1. 基本情報

団体名：宮城県

県内自治体数：県及び 35 市町村

2. 主な内容

NPO 法人との共催により、県職員、県下の自治体、県下の病院・学校、隣県の自治体等に幅広く参加を募り、ウェブアクセシビリティに関する研修会を開催し、県下 17 自治体を含む約 160 名が参加した。研修会では、障害

者や高齢者がウェブアクセシビリティを必要とする背景について、事前に NPO 法人が実施した県下自治体ホームページのアクセシビリティに関する調査結果の説明、JIS X 8341-3:2010 や総務省「みんなの公共サイト運用モデル」に関する解説を行った。

3. 参考にしたポイント

- みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度版）が配布される直前に東日本大震災が発生したこともあり、県内の自治体における取組が必ずしも十分でないとの認識のもと、宮城県から県下自治体に参加を呼びかけ、35 市町村のうち 17 団体の参加が得られた。

4. 苦労した点、工夫した点

- 視覚障害のある講師が音声読み上げのデモンストレーション等も含めた説明を行うなど工夫した。参加者からは「障害者の方が実際に操作している様子を見ることができて勉強になった」「細かなところで配慮できていなかったことに気づくことができた」といった感想が寄せられた。
- 参加者のアクセシビリティに関する知識や関心にばらつきがあり、一部の専門的な解説については、理解が難しかったという感想もあった。



【事例】

過去 5 年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施

1. 基本情報

団体名：群馬県

総ページ数：約 31,000 ページ

職員数（部署数）：約 3900 人（183 部署）

CMS 導入の有無：あり

2. 主な内容

2010 年に JIS X 8341-3:2010 に対応した

ガイドラインを策定した上で、2011 年度

より 5 年にわたり、毎年 JIS X 8341-3:2010

に基づく試験と、チェックツールによる公式ホームページ全体を対象とした機械的な検証を実施。目標とする等級 AA 準拠に向けて、試験及び検証結果に基づいて改善を積み重ねている。

3. 参考にしたいポイント

- 原課が作成したページについて、広報課にてアクセシビリティのチェックを行った上で公開する体制としている。
- ホームページ全体の品質を検証するため、試験対象ページの選定方法としてランダムサンプリングを採用している。さらに、取組の対象である約 31,000 ページ全体について機械的な検証を併せて実施することにより、問題点をできる限り網羅的に把握するよう努めている。
- 改善すべき課題があることも含めて、試験結果をホームページで公表し、取組の実態を内外に明確に示している。

4. 苦労した点、工夫した点

- ページ作成時のアクセシビリティチェックの徹底や、毎年実施している試験で指摘された問題点を改善することで、目標とする等級 AA に着実に近づいている。
- 問題が多いページの特徴は、長期間更新されていない古いページや特殊権限（広報課のチェックなしに公開可能な権限）で作成されたページであり、これらのページに対する品質の向上が今後の課題である。



【事例】

ユーザー評価、運用会議等を通じてアクセシビリティを高める

1. 基本情報

団体名：東京都杉並区

対象サイト：のーまらいふ杉並

総ページ数：約 6,000 ページ

CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

2007 年に障害者施策課所管のホームページとして、障害のある方への生活支援サイト

「のーまらいふ杉並」を開設。以後 2015 年まで、毎年、障害者によるユーザー評価や JIS X 8341-3:2010 に基づく試験を実施し、アクセシビリティの向上に取り組んだ。また、開設当初 2 年間ににおいては、障害者支援団体等のヒアリング調査を行い、利用者の意見を参考に利便性の向上に努めた。

3. 参考にしたポイント

- 全盲（音声読み上げソフト）、弱視（拡大表示）、肢体不自由（マウスを利用できない）の利用者に協力を得てユーザー評価の取組を実施し、障害者がホームページを利用する際に実際に直面する問題点・課題を把握し、改善を行った。（例：拡大表示する利用者が、ページ下部の「サイトマップ」のリンクに気づけなかったため、ページの上部に移動した）
- 障害者から具体的な指摘を得ることにより、担当職員の理解が深まり、日頃から障害者の利用をイメージしながらホームページを作成できるようになった。
- 同様の取組を毎年繰り返し、2013～2015 年の試験において等級 AA 準拠を確認。

4. 苦労した点、工夫した点

- 障害者関連の所管課や施設の職員、広報課のホームページ担当者、CMS 運用事業者、コンサルティング事業者等が参加する運用会議を年に数回開催。関係メンバー全員で、ユーザー評価等で確認された問題点・課題を共有した上で、改善方法を協議し、具体的な改善に結びつけた。

※2016 年 1 月に杉並区全体のウェブサイト再構築を実施し、「のーまらいふ杉並」は公式ホームページに統合した。現在は、上記事例と異なる形態で運用している。

【事例】

公開している約 8,000 ページをページ単位で確認し修正

1. 基本情報

団体名：神奈川県平塚市

総ページ数：約 8,000 ページ

職員数（部署数）：約 1,700 人（77 部署）

CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

2013 年に決めたアクセシビリティ方針を目標

期日までに実現するために、2013 年度に公開

していた約 8,000 ページについて 1 ページずつアクセシビリティを満たしているかどうか確認を実施。問題のあるページについて、各課の担当者に修正を指示した後、試験を実施した。目標が達成できていないことが判明し、2014 年度に引き続き確認と改善を行い試験を実施し、等級 AA に準拠した。

3. 参考にしたいポイント

秘書広報課広報担当は、管理職 2 名、広報紙担当 4 名、報道・CMS（ホームページ）担当 2 名で構成されるが、ノウハウが適切に引き継がれるように異動のタイミングや体制を考慮するなどの工夫によって、課員のほとんどが何らかの形でアクセシビリティを含むホームページの経験を持つようになっている。8,000 ページの確認は、秘書広報課広報担当全員で手分けして実施し、これにより更に課員のスキルと意識が向上し、その後定期的に実施しているアクセシビリティ試験について課内で試験官と修正担当者の役割を分けた対応が可能となっている。

4. 苦労した点、工夫した点

- miChecker を使うとともにどうしても目視による確認が必要であるため作業量が多く、また本来の業務がある中で作業を実施するため、時間を作ることに苦労した。
- 秘書広報課の課員のアクセシビリティスキルの差を埋め、かつ作業効率を上げるために簡易マニュアルを作成し、都度追加修正を加えて使いやすくした。

【事例】

高齢者・障害者による検証結果に基づきホームページを改善

1. 基本情報

団体名：大阪府豊中市

総ページ数：約 7,500 ページ

職員数（部署数）：約 160 人（約 160 部署）

CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

豊中市ホームページのアクセシビリティを確認し改善に役立てることを目的に、市内在住の高齢者・障害者に協力を求めユーザー

評価の取組を実施。確認された問題点に基づいて改善を行っている。平成 27 年度（2015 年度）の取組においては、高齢者 8 人（男性 4 人、女性 4 人）、視覚障害者 3 人、肢体不自由者 3 人を対象に実施した。

3. 参考にしたいポイント

- JIS X 8341-3:2010 の達成基準を満たすことを機械的に確認することに加えて、高齢者・障害者に設定したシナリオに沿ってページを閲覧・操作してもらう取組を行うにより、改善検討に役立てた。
- 高齢者や障害者が、どのような箇所でどのような問題に直面するかを具体的に確認することにより、アクセシビリティ対応の必要性と改善すべき問題について、具体的に理解することができた。

4. 苦労した点、工夫した点

- 各課の職員を対象にしたウェブアクセシビリティ研修を毎年度実施しているが、実際のページ作りにおいて生かされていないケースもあることから、職員の意識向上、知識習得が引き続き課題である。
- 部局等が独自に作成し公開しているホームページにおけるアクセシビリティへの対応については、十分にされているとは言い難く、今後の課題である。

【事例】

ホームページ所管部署がチェックの上で公開しアクセシビリティを確保

1. 基本情報

団体名：東京都武蔵野市

総ページ数：約 10,000 ページ

職員数（部署数）：約 940 人（57 部署）

CMS 導入の有無：あり

2. 主な内容

原課にて作成したページを、公式ホームページを所管している秘書広報課が、アクセシビリティ等をチェックした上で公開する体制としている。

2013 年度、2014 年度に、JIS X 8341-3:2010 に基づく試験を実施。2015 年 3 月の試験において等級 AA 準拠を確認した。



3. 参考にしたいポイント

- 原課において、CMS の機能として備わっているチェックツールなどで確認した上で、秘書広報課に公開申請することとしているが、チェックツールなどでは確認することができない事項を秘書広報課にて重点的に確認している。（例：表組みの構成やセルの読み上げ順序、代替テキストの表現など）
- 秘書広報課による確認の結果、問題があった場合は差し戻しを行うため、そのことによって、アクセシビリティを確保するとともに、原課の職員の意識向上と知識習得を促している。
- 2014 年度末に等級 AA 準拠達成を目標に、方針を設定。2013 年度の試験では問題が検出され達成できなかったが、試験結果をホームページで公表の上で、職員による改善と業者によるシステム改修等を実施し、目標達成時期である翌年度に等級 AA 準拠を達成した。

4. 苦労した点、工夫した点

- 人事異動などで原課のホームページ担当者が替わった場合にもアクセシビリティに配慮したページが作成できるよう、アクセシビリティなどに関する職員研修を持続的に実施している。

【事例】

リニューアルに先立ち掲載が不要なページ大幅削減を実施

1. 基本情報

団体名：千葉県我孫子市

総ページ数：約 5,000 ページ

職員数（部署数）：約 1,200 人（55 部署）

CMS 導入の有無：あり

2. 主な内容

2014 年度から 2015 年度にかけて実施した

リニューアルの業者選定に先立ち、公開ページの確認を行い、引き続き掲載が必要なページと

不要なページの取捨選択を行い、約 2,000 ページを削減した上で全ページを対象にウェブアクセシビリティの改善を含むリニューアルを実施した。

3. 参考にしたいポイント

不要なページの大幅削減を実施したことによりリニューアルの費用を削減するとともに、リニューアルプロジェクトにおいて、公式ホームページ全体を対象に同一水準のウェブアクセシビリティ改善を行うことを可能とした。

4. 苦労した点、工夫した点

- 更新頻度の少ないページや、閲覧が著しく少ないページを削除することへの反発があったが、思い切って削除したところ、特に不満の声はない。
- リニューアル前は部署ごとになっている部分が多かった分類を全て市民目線で見直し、ページの探しやすさを最優先した。
例：保育課・教育委員会で分かれていた子育て関係のページを「子育て・教育・生涯学習」にまとめた
- 余裕のあるリニューアルスケジュール（10 か月間）で、移行にも 2 か月を設定したが、アクセシビリティに欠けるページが多く、品質確保に苦労した。



【事例】

3 年にわたる取組により、ホームページ全体のアクセシビリティを高める

リニューアルを実施

1. 基本情報

団体名：神奈川県川崎市

総ページ数：約 48,000 ページ

職員数（部署数）：約 13,000 人（600 部署）

CMS 導入の有無：あり

2. 主な内容

約 65,000 ページ（当時）という大規模なホームページについて、準備開始からリニューアル公開

まで約 26 か月（準備約 12 か月、リニューアル作業期間約 14 か月）かけて、アクセシビリティ対応を含む探しやすさ・使いやすさの改善、ホームページ全体への CMS 導入等を実施し、2012 年 10 月にリニューアル公開した。（等級 AA に準拠）



3. 参考にしたいポイント

- 問題点の分析、調達仕様書の作成等の準備、コンテンツ移行について、それぞれ十分な期間を確保することで、ホームページ全体を対象にアクセシビリティを向上した。
- JIS X 8341-3:2010 の達成基準を満たすための達成方法、ページの種類に応じた改善のルールを整備した上で、リニューアル作業を実施することで、統一的な改善を行った。
- CMS の操作研修とは別に、毎年アクセシビリティに関する職員研修を開催し、インターネット広報の重要性、アクセシビリティの必要性、ページ作成時に注意すべき事項について周知している。

4. 苦労した点、工夫した点

- リニューアルに先立ち約 2 万ページを削減することにより、作業対象のページ数を必要最小限とした。
- 公式ホームページを所管する広報課と、区、交通、教育、外国語等、各個別サイトの管理者、運用支援業者が参加する運用会議を月例で開催し、ホームページの課題について協議し改善に活かしている。

町村の取組事例

◆ A町

- 平成 23 年に CMS を導入し、各課でページを作成・公開している。
- 公開前にホームページ管理部署によるチェックを行わないため、アクセシビリティ対応は各課作業に委ねられてしまっている。
- 制作のルールをマニュアル化し各課に配付。職員研修を毎年実施しているが、出席者が少なく、広く周知できていない。
- ホームページ担当職員は専任ではなく、他業務を併任している。
- 前任者からはウェブアクセシビリティに関する引き継ぎはなかった。次回の異動の際には、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を取組根拠資料として引継ぐ予定である。

◆ B村

- CMS を用いてページ作成する際のルールを手順書として各課に配布している。
- ウェブアクセシビリティ対応を十分に実施するための予算が思うように取れない。
- ホームページ担当職員は専任ではなく、他業務が多数割り当てられている。
- 地元の業者がホームページの運用を担当しているが、ウェブアクセシビリティに関する意識と知識が乏しい。
- 来年度リニューアルを予定しており、ウェブアクセシビリティをできるだけ確保すべく努力する。

○地域実証の実施

総務省は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に従い、地方公共団体2団体にてウェブアクセシビリティ対応の取組を実施した。

地域実証の対象団体

団体名	実証内容
長崎県五島市	ウェブアクセシビリティ方針の作成
茨城県取手市	ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表の作成 • 団体全体としての取組確認・評価表 • 個々のホームページの取組確認・評価表

■長崎県五島市

○実施日程と内容

- 平成 28 年 12 月 8 日
事務局アライド・ブレインズが五島市役所を訪問し、実証評価の趣旨の説明、ウェブアクセシビリティ方針作成に向けたヒアリングと意見交換を行った。
- 平成 29 年 1 月 19 日
事務局アライド・ブレインズが五島市役所を訪問し、12 月 8 日のヒアリング及び意見交換の内容を踏まえて作成したウェブアクセシビリティ方針の文章の案を提示した。内容を確認し意見交換を行った。

○五島市ホームページの現状

2010 年度に長崎県五島市公式サイト「まるごとう」を構築し、その後 2012 年度にホームページの刷新を行った。

- アドレス:<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>
- 総ページ数:約 10,000 ページ
- 運用方法:コンテンツ管理システム(CMS)によりページを作成

○五島市によるウェブアクセシビリティ現状把握の取組

五島市では、長崎県五島市公式サイト「まるごとう」のウェブアクセシビリティ対応が十分でないとの問題意識のもと、2016 年 10 月にウェブアクセシビリティの現状を把握するための調査を実施した。どのような問題点がどの程度のページに発生しているか、ウェブアクセシビリティの問題が CMS による管理形態の違い(テンプレートの違い等)に起因し発生していることがないかを確認するために、調査は五島市公式サイト(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>)の公開している全ページを対象に実施することとした。

総務省の提供するチェックツール miChecker の基準により、全ページを対象に機械的な検証を行った結果、JIS X 8341-3:2016 の達成基準に関わる多数の問題があることが確認された。

○ウェブアクセシビリティ方針の作成過程で検討した内容

本実証評価では、五島市の実施した上記調査結果を踏まえ、五島市のウェブアクセシビリティ方針を検討した。検討においては、「調査により確認された問題を改善するために、どのような取組をどのような手順で実施すべきか」が大きな課題となった。事務局アライド・ブレインズと協議の上で、問題を改善するために大きく分けて以下の 2 つの取組を行う必要性を確認した。

- 1) 職員による改善を行う(記事の内容や構成に関わる問題など)
- 2) 次期リニューアル実施時に、事業者の支援を得て改善を行う(ホームページ全体に適用されているデザインの問題、CMS の機能の課題など)

また、目標とする期限と適合レベルについて、次期リニューアル実施時に JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA 準拠することと設定した。今後、以下の事項について、外部の支援も得ながら取組を進行する予定である。

- 職員が改善すべき問題点について、どの問題から優先的に取り組むか
- 職員の負担ができるだけ少なくかつできるだけ効果的に改善作業を進めるために、どのように取組を計画したら良いか
- 次期リニューアルに向けた準備をどのように行っていくか

上記の検討をふまえ、ウェブアクセシビリティ方針を構成する内容として確認した事項は以下のとおりである。

(1) JIS 対応に取り組む対象範囲

- 優先的に取り組む対象を長崎県五島市公式サイト「まるごと」(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>)のうち、現状 CMS で管理しているページとする。
- 例規集については、五島市で編集できるものではないことから例外とする。

(2) JIS 対応の期限

- 職員により早期に対応が可能なものから段階的にウェブアクセシビリティの改善に着手する。
- 次期リニューアルにおいて、デザインを含めたウェブアクセシビリティ対応を実現する。

(3) 適合レベルと対応度

- 現時点の目標として、次期リニューアルにおいて、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠することを目標とする。
- リニューアルに向けた準備及びウェブアクセシビリティ改善を行う過程で、目標とする適合レベルと対応度について、必要に応じて見直しを行う。

○ウェブアクセシビリティ改善に向けて予定する取組

- リニューアルに先立って、早期に対応が可能なものから順次改善を進める。
- 2017 年度より改善に着手する事項について以下を予定する。
 - (ア) 画像の代替テキスト
 - (イ) ページタイトル

○実証評価の成果

五島市公式サイトウェブアクセシビリティ方針文案

1. 五島市の取組

(1) 背景

ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするをウェブアクセシビリティと言います。ウェブアクセシビリティを確保するための基準が日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 として定められており、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」は、公的機関が提供するホームページ等を JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠することを求めています。

(2) 現状把握調査を実施

五島市では、2016 年 10 月に五島市公式サイト(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>)の公開している全ページを対象に、ウェブアクセシビリティの現状を把握するための調査を実施しました。

(3) 改善の取組みに着手

調査によって明らかになった問題点のうち、早期に対応が可能なものから順次改善を進めてまいります。2017 年度より改善に着手する事項は以下のとおりです。

- 音声読み上げソフトの利用者に向けた画像の説明文(代替テキスト)が適切でなく、情報が適切に伝わらない箇所がある。
- ページの内容を適切に表したタイトルになっていないページがあり、検索結果などから情報を探しづらい場合がある。

(4) リニューアルを含めた改善

五島市公式サイトの次期リニューアルにおいて、公式サイト全体のデザインに関わる事項を含めたウェブアクセシビリティの改善に取組み、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」が求める JIS X 8341-3:2016 適合レベル AA 準拠を目指します。

2. 今後の目標(ウェブアクセシビリティ方針)

(1) 対象範囲

五島市公式サイトホームページ(<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>)

(2) 目標を達成する期限

平成 31 年度末まで

(3) 目標とする適合レベルと対応度

JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA 準拠

JIS X 8341-3:2016 には A、AA、AAA の 3 つの適合レベルがあります。「適合レベル AA に準拠」とは、適合レベル A 及び適合レベル AA の全ての達成基準を満たすことを意味します。この表記方法は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン - 2016 年 3 月版」で定められた表記によるものです。

(4) 例外事項

以下のページは当面の取組み対象から除外します。

- <http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/>の直下以外のもの
- 五島市便利マップ (<http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/map>)
- 例規集 (http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/city_ad/rule)
- 市議会だより
(http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/city_gad/shigikai_magazine.php)

PDF ファイルについてはこのウェブアクセシビリティ方針に含めませんが、今後作成するものについて、可能な範囲で HTML ページをあわせて用意するなどの対応を行います。

■茨城県取手市

○実施日程と内容

- 平成 28 年 12 月 26 日
事務局アライド・ブレインズが取手市役所を訪問し、実証評価の趣旨の説明、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価にむけたヒアリングと意見交換を行った。
- 平成 29 年 2 月 13 日
事務局アライド・ブレインズが取手市役所を訪問し、12 月 26 日のヒアリング及び意見交換の内容を踏まえて、取手市にて検討した作成したウェブアクセシビリティ取組確認・評価結果を確認するとともに、内容を確認し意見交換を行った。また、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価結果表を用いた確認・評価の過程で検討した事項をヒアリングした。

○取手市ホームページの現状

1999 年度に取手市公式ホームページを構築し、CMS 導入など数回のリニューアルを経て、直近では 2015 年度にホームページのリニューアルを行った。

- アドレス:<http://www.city.toride.ibaraki.jp/>
- 総ページ数:約 10,000 ページ
- 運用方法:コンテンツ管理システム(CMS)によりページを作成

○取手市によるウェブアクセシビリティ対応の取組と今後の課題

取手市では、各課で CMS を用いて作成したページを公式ホームページの所管部署である魅力とりで発信課の担当者が確認したうえで公開している。

ウェブアクセシビリティの確保を重視し実施した 2015 年度のホームページリニューアルをふまえ、2016 年度は公式ホームページの全ページを対象にウェブアクセシビリティ等の検証を実施した。

このほか、2009 年度より職員を対象にウェブアクセシビリティの研修を継続的に実施しており、2016 年度はウェブアクセシビリティ対応の水準をより一層高めることを目指して外部講師を招き実施した。ウェブアクセシビリティの職員研修について、来年度以降も継続する予定である。

これまでの取組は公式ホームページを対象としたものであり、関連サイト等の他のホームページ等については取組状況を把握できていない(2014 年度に一度、市関連サイトの管理者・所管課を集めて勉強会を開催した経緯がある)。当面の取組課題は以下のとおりである。

- 1) 公式ホームページのウェブアクセシビリティ対応について、定期検証、職員研修等を継続して実施することにより、引き続き推進する。
- 2) ウェブアクセシビリティ対応の対象となるホームページ等の定義を明確化した上で、全庁に照会し、取組対象の現状を把握する。
- 3) 関連サイト等の他のホームページ等も適用対象としたガイドラインを策定する。

○「団体全体としての取組確認・評価表」の検討過程で確認された事項

本実証評価においては、取手市によるこれまでのウェブアクセシビリティ対応の取組状況と今後の課題について、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表を用いて確認し、評価結果を取りまとめた。

「団体全体としての取組確認・評価表」の検討過程で確認された事項は以下のとおりである。

(1) 対象の把握

- みんなの公共サイト運用ガイドラインにおいて、「ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツです。」と記載がある点について、具体的にどのようなホームページ等を対象とすべきか定義することが難しい。
- 取手市において、ウェブアクセシビリティ対応の対象となるホームページ等をどのように定義するかは今後の検討課題であるが、一つの考え方として「団体の長(市長)の権限が及ぶ範囲」と定義とする案が挙げられた。

(2) 団体として統一したガイドラインの策定

- 取手市ではウェブアクセシビリティに関するガイドラインを策定しているが、これはあくまでも公式ホームページを対象に運用しているものであり、関連サイト等の公式ホームページ以外の様々なホームページ等に適用するルールとして位置付けられたものではない。
- 本実証評価で実施したウェブアクセシビリティの取組確認・評価においては、上記の認識をふまえ、「団体として統一したガイドラインの策定」の評価を「団体内で使用するガイドラインを策定していない(0点)」とした。

(3) 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)

- 取手市公式ホームページで公開するコンテンツのうち、例規集について、職員が作成を行っているものではなく、現時点で改善の見込みが立たないことから、ウェブアクセシビリティ方針において、当面の取組対象から除外している。
- 本実証評価で実施したウェブアクセシビリティの取組確認・評価においては、「公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)」の評価について、「全 HTML を対象として・・・取り組んでいる」として良いかどうか議論となったが、例規集以外の全てのコンテンツを対象として取り組んでいること、例規集については極めて事情の異なるコンテンツであるとの判断から、「全 HTML を対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる(3点)」とした。

(4)公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト／ウェブアプリケーション、ウェブシステム／スマートフォン向けサイト／携帯電話向けサイト等)

評価項目のタイトルに「スマートフォン向けサイト」の記載があるが、公式ホームページのスマートフォン版に関しては、「公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)」で評価した。

(5)民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等

- 評価項目のタイトルに「施設等」と記載があることから、対象が施設に関係するものであるとの印象に繋がり、どの範囲までを対象として評価すべきか分かりにくい。
- 本実証評価で実施したウェブアクセシビリティの取組確認・評価においては、「公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト／ウェブアプリケーション、ウェブシステム／スマートフォン向けサイト／携帯電話向けサイト等)」の評価対象は「取手市が直接運営するもの」、「民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等」の評価対象は「民間に委託し運営するもの」と定義して評価した。

○「個々のホームページの取組確認・評価表」の検討過程で確認された事項

公式ホームページを対象に実施した「個々のホームページの取組確認・評価表」の検討過程で確認された事項は以下のとおりである。

(1)ガイドライン

- 取手市ではウェブアクセシビリティに関するガイドラインを策定しているが、これはあくまでも公式ホームページを対象に運用しているものであり、関連サイト等の公式ホームページ以外の様々なホームページ等に適用するルールとして位置付けられたものではない。
- 本実証評価で実施したウェブアクセシビリティの取組確認・評価においては、上記の認識をふまえ、「ガイドライン」の評価を「団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうかわからない(0点)」とした。

(2)職員研修、検証、改善

これらの中には、外部からの支援を得て実施することを検討しているものが含まれる。予算が確定していない段階で、「来年度以降も継続する予定である」と評価して良いかどうか議論となったが、実施を目指して検討し予算を申請している状況をふまえて、「来年度以降も継続する予定である」と評価した。

(3)取組の実現内容

みんなの公共サイト運用ガイドライン 124 ページの「取組の実現内容」について、初めて「取組確認・評価表」を用いて取組の確認・評価を行った年は、3点とします。」の内容を踏まえ、3点とした。

(4) アクセシビリティの実現内容

2015 年度のリニューアルの過程で、リニューアルを担当した事業者が JIS に基づく検証を実施しているが、結果の公開は行っていないことから、「過去 3 年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新の JIS X 8341-3 に基づく試験による確認を行っていない(0 点)」とした。

(5) 利用者の意見収集

- 取手市公式ホームページでは、ウェブアクセシビリティ方針を掲載したページに、公式ホームページ全体の共通の仕組みとして用意している問合せフォームが表示される。
- この問合せフォームについては、1 点の評価として記載されている「アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる」には当てはまらないと考え、「一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない(0 点)」とした。

(6) 利用者との協力体制／ユーザー評価

現時点の評価は、「アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)へ協力を求めたことがない(0 点)」である。「利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)の声を聴取し、ホームページの改善を行ったことがある」に関しては、今後実施を検討する。

○実証評価の成果

本実証評価においては、取手市によるこれまでのウェブアクセシビリティ対応の取組状況と今後の課題について、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表を用いて確認し、評価結果を以下のとおり取りまとめた。

現在までに実施している取組について、次年度移行できる限り継続するとともに、みんなの公共サイト運用ガイドラインに求められているその他の取組について、実施を検討していくこととする。

団体全体としての取組確認・評価表									
団体名		取手市		評価実施年月日		2017年2月13日			
		運用ガイドライン項目	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄
									小計 中計 満点
基本的対応の徹底	対象の把握	5.1.	団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している		1
	団体として統一したガイドラインの策定	6.1.	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3に対応している	最新のJIS X 8341-3に対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直している		0
段階的拡大	公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いつつながら取り組んでいる	PDF等を含むコンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いつつながら取り組んでいる		3
	公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト/ウェブアプリケーション、ウェブシステム/スマートフォン向けサイト/携帯電話向けサイト等)	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いつつながら取り組んでいる		0
	民間に管理を委託(指定管理者による管理等)する施設等のホームページ等	5.1. 5.2. 5.3.	ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いつつながら取り組んでいる		0
									合計 4 20

個々のホームページの取組確認・評価表									
ホームページ等名称		取手市公式ホームページ		団体名(評価実施主体)		魅力と力で発信課			
URL		http://www.city.toride.ibaraki.jp/		評価実施年月日		2017年2月13日			
		運用ガイドライン項目	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄
									小計 中計 満点
継続性	ガイドライン	6.2.1	団体として策定した共通のガイドラインがない。近い将来ガイドラインがあるかどうか分からない	団体として策定した共通のガイドラインの一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直しに参加している		0
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない。又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施。又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施。又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施。又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施。又は参加しており、来年度以降も継続する予定である		4
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である		4
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んでいない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である		4
実現内容の確認と公開	取組の実現内容	7.1.	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		3
	アクセシビリティの実現内容	7.2.	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		0
利用者との協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	－		0
	利用者との協力体制/ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている	－		0
合計									15 30

関連情報・お問合せ

みんなの公共サイト運用ガイドライン、miChecker は総務省のホームページからダウンロード可能です。

- みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html
 - みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）（PDF、Word）
 - ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表（Excel）
 - みんなの公共サイト運用ガイドラインに関する FAQ（よくある質問と回答集） 等

- みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html

- 障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2005/051215_1_wmv.html

みんなの公共サイト運用ガイドライン、miChecker に関するお問合せ

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 （担当：佐伯、平野）
電話：03-5253-5743 FAX：03-5253-5752